

INSTITUTE OF REGIONAL AGRICULTURE IN HOKKAIDO

ISSN 0917-3889

地域と農業

会報

第 38 号

Aug. 2000

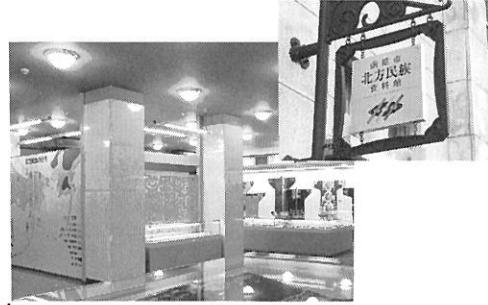
Summer

特集
北海道の農地問題

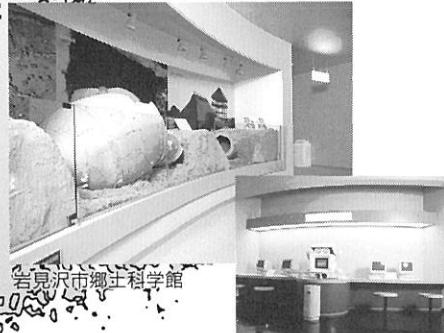
社団法人 北海道地域農業研究所



霧多布湿原センター



函館市北方民族資料館



若見沢市郷土科学館

北の大地で芽をだし20年、
今では大地にしつかり根をはり
大きく広がった幹をもつ企業へと育ちました。
北海道で生まれ、北海道で育った私たち、
これからも北海道の歴史と人と未来を見つめつづける
企業でありたいと考えます。

歴史と人と未来を結んで

おもな業務内容

博物館・資料館など展示施設の設計・施工
パンフレット・カタログなど印刷物の企画・制作
映像やコンピュータ装置による観光案内施設
看板・標示板などのサイン計画

株式会社 現代ビューロー^{gb}
GENDAI BUREAU CO.,LTD.

TO60 札幌市中央区北2条西3丁目 札幌第1ビル7F
TEL 011-231-6049 FAX 011-222-6149

地域と農業

表紙写真
提供：(株) 現代ビューロ



Vol .38

—— 目 次 ——

-
- 2 理事長就任の挨拶 理事長 西村 博司
-
- 4 **み
観
る
察** 農作業支援組織の現状と課題 研究部長 黒沢 不二男
-
- 7 特 集 「北海道の農地問題」 北海道東海大学国際文化学部 教 授 谷本 一志
-
- 37 ときの話題 有珠山噴火による農業被害と道農政部の対応
—3月29日～6月30日まで— 北海道農政部 坂本 宣崇
-
- 43 Essay ゆるくない話 たすけあいワーカーズ「むく」代表 石川 絹子
-
- 47 連載No. 23 あのマチこのムラ地域おこし活躍中
秩父別町の事例 専任研究員 齋藤 勝雄
-
- 53 十周年記念行事を実施
-
- 54 新しい役員体制が発足
-
- 55 お知らせ・掲示板
-
- 56 DATA FILE
-

挨

拶

(社) 北海道地域農業研究所
理事長

西村 博司

この度、平成二年十一月以来当研究所を地域農業振興の牽引車として、確固とした地位を築き上げられた上田前理事長の後を引き継ぐことになりました。

当研究所の役割をさらに高めるよう全力を傾げ所存ですので、関係者の皆さんのが支援ご協力ををお願い致します。

当研究所は、皆さんに支えられながら地域農業振興の視点で研究調査事業に取り組んで今年で十一年目に入りました。その間、研究内容は高い評価を得て受託件数も年毎に増加しております。また研究成果は叢書として刊行したり、会報「地域と農業」や研修会等で広く紹介して、本道農業の諸課題や地域農業振興に取り組む皆さんに役立てて頂いております。

このことは会員皆さんのが支援はもとより協力研究員である大学、試験研究機関の諸先生のご指導ご協力、そして当研究所の研究体制の強化によるものと強く感じているところです。

本道農業の現況は、我が国の食料供給基地として専業農家主体で生産性の高い大規模農業を開拓し、関連産業とあわせ地域経済の基幹産業の役割を果たしております。そし

て道内外の皆さんから環境保全型農業の推進や農業・農村が持つ多面的機能に強い関心がよせられており、本道農業への期待はますます高くなっています。

しかし一方では国際化の進展で市場の競争原理が強まるなか、高齢化や担い手の減少、農地の受け手不足など生産構造の弱体化の趨勢が続き、本道の農畜産物粗生産も停滞状況で農家経済の安定に不安を抱えております。

二十一世紀において地域農業の振興を果たすためには、生産構造から農家経済を通じ多くの課題の克服が求められます。このため道内各地では担い手育成や営農支援システム、農地の流動化、固定化負債の削減など経営や地域特性に対応した生産・経営構造の再構築の取り組みが盛んに行われています。今後とも北海道農業・農村振興条例や食料・農業・農村基本法による施策を活かしながらも、今まで以上に地域での創意工夫や関係機関の連携が必要です。

又、WTO協定再交渉で我が国の主張が盛り込まれるよう見守りながら、出来る範囲で国内外の各層レベルの合意形成を図るため、主体的に参画することも重要な意味になります。

このような大きな農業の変革期のなかで当研究所の役割を發揮するため、地域農業振興の視点を柱に今まで築き上げた産・学・官の緊密な連携をより強化して実践的な研究機関としての充実を図り、会員各位の要望に的確・タイムリーに応えていかなければならぬと思つております。今後とも、会員各位や関係機関、協力研究員の皆さん変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



農作業支援組織の現状と課題

観
察



北海道地域農業研究所
研究部長

黒沢 不二男

近年、農業者の高齢化や後継者不足が進行する中で、農家などの個別経営体の労働力不足を補うとともに、農産物生産コスト低減の要請に応えて、農家や地域の営農効率を向上させる対策の一層の強化が求められています。このような対策の一部として、いま再び注目を集めているのが、ファームコントラクター（以下「コントラクター」とする）や農業機械銀行、農業機械共同利用組合などによる経営体への地域的な支援組織の整備・強化なのです。なお、最近、「コントラクター」という用語を「契約に基づいて農作業を受託する組織」という意味で使っている例が多いのですが、正確にはそれに「総収入の大部分を農作業の受託によって得ている」という条件を加えるべきです。

また、農業機械銀行とは「原則として農業機械を所有しないのはコントラクターで七六組織、農業機械銀行は一三、農業

いで、農機利用の経営体間斡旋等を主たる業務とし、収入の大部分が斡旋料である組織」です。これらに農業機械共同利用組織を加えた三種類の組織が、北海道における農作業に関する主要な経営支援組織であると考えられます。

このような支援組織の実態について、平成十一年度に道農政部が全普及センターを通じて、調査した結果がありますのでその現状と課題を見てみましょう。

北海道における農作業支援組織の概況

①組織数の変遷

現在の道内の農業支援組織の総数は一〇五です。うち最も多いのはコントラクターで七六組織、農業機械銀行は一三、農業

機械共同利用組織は一六組織です。これらの中、一貫して増加傾向にあるのは「コンタラクターのみで、機械銀行・共同利用組織は構造改善事業等によって機械化が強力に推進された一九七〇～八〇年代に比べると、むしろ減少していたのですが、最近は増加に転じています。

コンタラクター組織数の増加傾向を見ると、昭和六十三（一九八八）年時点で一四、それが十一年後の平成十一（一九九九）年には七六となっています。この内、少なくとも全体の約八割に当たる組織が平成に入つてから新たに設立されたと考えられます。農業者支援組織の内で、労働力不足に悩む農業経営者が特に必要としている存在が、コンタラクターであるようです。しかし、北海道の販売農家六万戸余に対してもコンタラクターは七六組織、農業者支援組織総体でも一〇五組織に過ぎないのです。

②組織の分布

稻作地帯と酪農地帯に多く分布する傾向が見られますが、稻作地帯では中小規模の兼業経営が多いほか、最近は野菜・花弁等の園芸部門の導入が進んでおり、機械の効率的運用と労働力不足がコンタラクターなどへの依存となつて現れていますと理解されます。

また、酪農地帯では飼養頭数の増大から、粗飼料の生産（収穫・乾燥・調製）作業を、大型機械を装備した信頼できるコンタラクターへ委託する傾向が増大しているのです。

③受託事業の契機

コンタラクターについて、受託に至る契機に関する調査結果

を見ると、「労働力不足の解消」が全回答数の四四%、「経営コストの低減、機械の効率的利用」が三一%と、この二つの要因が受託に至る契機の大部分を占めています。

④受託・斡旋作業面積

粗飼料を始めとする収穫作業、防除（無人ヘリ防除を含む）、堆肥散布等が受託・斡旋の大きな部分を占めていますが、いずれも大型機械や特殊な機械（ラジコンヘリなど）による作業です。

⑤組織の経営収支

一般的に見て、各組織とも財務基盤は脆弱で、特に収入を受託料金のみで賄つてている組織では赤字経営が多く、減価償却費も計上できない状況で、機械の更新も難しいという状況です。また、収入の一部に補助金が含まれている組織でも、補助金が無ければ赤字経営に転落するような経営も多いのではないかと見られています。

農作業支援組織の課題

多くの組織で経営収支の安定性を高めることが求められていますが、そのためには、安定した受託（斡旋）面積の確保が第一の課題で、地域的な受託を取りまとめる機能が求められています。なお、総体面積の確保も必要ですが、受託圃場が分散しているたり、湿地や傾斜地であつたり、効率的な機械運用を困難にするような圃場では困ります。圃場の集約や整備を着実に推進していくことがこれからも必要です。

一方、収入面では受託料金設定の水準が適切であるかどうか、

組織として効率化・合理化への可能な限りの努力の上で、独立採算性を確保しうる料金について、委託者側と真剣な相談がなされなければならないと思います。また、機械・施設の導入や更新にかかる補助制度の充実も望されます。

それから、オペレーター自身も高齢化しており、新しい人材の確保・養成が大きな課題になつております。優秀な将来のオペレーターを育てるため、研修制度の充実等が必要です。

また、作業期間の年間均一化に努める必要性があります。北海道内には、作付から収穫まで、どの作業にも時期的な地域差が少ないので、アメリカやヨーロッパのコントラクターのように、州間移動で長期にわたつて作業することができず、勢い過剰装備になつています。

圃場耕起や堆肥散布・防除、収穫調製等だけでなく除雪・排雪等の冬作業も含めて、オペレーターや機械稼働の年間標準化をどう推進するか、地域が全体として対応すべき課題でしょう。

各地の取り組み事例

このように様々な課題を抱えている支援組織ですが、困難な状況を克服してしっかりと活動し、地域農業の支えとなつている事例も少なくありません。

南空知の長沼町には営農集団協議会という組織がありますが、これは単一の組織ではなく、集落毎に結成されている作業受託単位組織の広域的・有機的な連携・調整を図るための組織なのです。それに町が助成したり農協がサポートしたり、地域ぐる

みで農業の維持・発展に寄与しています。

道南の厚沢部町では、町の第三セクターである農業振興公社が、地域の稲作について、無人ヘリによる防除を中心に、一部乾燥調製・収穫等の作業も受託して、野菜作の集約化に取り組んでいる稻作農家を支援しています。また、稲作のピークとぶつからないダイコン等の収穫にもかかわっています。また、十勝の鹿追農協では延べ約三、四〇〇haもの飼料作物の収穫・調製を受託しています。

このような取り組みに対し、北海道農政部でも法人化と農作業受託の推進とが、かなり強い相関性を有していることに着目し、地域の農作業を受託したり、農地を管理したり、地域の農業経営に有効に機能するような法人を結成・運営する場合に機械・施設等の導入・整備にも助成する「地域連携型法人育成支援対策事業」等の制度化を図つてきました。さらに、これに加えて、平成十一年からは「農業法人育成総合支援事業」も発足させたところです。

その他、国の事業にも農作業受託の推進に利用できるメニューもかなりありますので、これらの事業を活用して受託を上手に展開しているケースも増えています。地域の創意に富んだ取り組みを期待したいものです。

我が地域農業研究所でも「北海道農業開発公社」の委託を受けて「コントラクター事業に係わる活動実態調査」を平成十一年度より実施、今年度も調査を継続しておりますので、その成果が地域の取り組みなり関係機関の支援の一助になればと考えております。

「北海道の農地問題」

内外の状況の変化から北海道農業の抱える課題は多いが、中でも農地問題は経営者の高齢化、離農問題と深く関連して対応策を緊急に構築しなければならない課題といえる。地域農業研究所では北海道大学坂下助教授、北海道東海大学谷本教授をチーフとするプロジェクトにて五年にわたって、この問題を調査検討してきたが、今回学術叢書としてまとめ上げることができた。この内容を当研究所第十回通常総会の特別講演で「北海道の農地問題」と題して講演いただいたが、関係者の参考指針として利用いただき、「ここの特集として掲載する。

北海道東海大学国際文化学部 教授 谷本一志

黒沢 去年、十勝管内のあるフォーラムに参りましたら、管内中心部のあるJAの部長さんが発言されておりまして、山よりの耕作放棄が見込まれる農地の一部は、植林して山林にして、環境保全に役立ててもらいたいとも、これからは考えていかなければならぬないと話していました。私は正に農業生産の中核

の中核である地帯のJAの方がこのような発言をされるという事実に、驚きの念を禁じ得ませんでした。北海道全体を見回しても、農業生産に関わる農地の利用と担い手の問題につきましては、本道農業の抱える最大かつ最も重要な課題であるといひよひて認識しております。



谷本 一志 (たにもと かずし) さん

- 1952年 北海道雨竜町生まれ
1977年 學習院大学法学部卒業
1983年 名古屋大学大学院博士課程修了
1985年 東海大学講師
1985年 農学博士
1988年 北海道東海大学助教授
1995年 北海道東海大学教授、現在に至る

今日はこの農地問題のオーソリティの一人であります、北海道東海大学の谷本先生をお招きして、北海道の農地を巡る諸課題と、その対応方向について特別講演を頂きます。先生のご経歴につきましては、レジュメにお示ししておりますが、先生は道北農村のご出身で多彩な研究経歴を持つ気鋭の研究者であります。

ご講演は、当研究所が、先生あるいは北大の坂下助教授を中心とし、多数の協力研究員の方々の協力を得て、五年間という長い年月をかけて、渾身の力を込めて実施いたしました研究の集積であります、学術叢書第一号として、筑波書房から『北海道の農地問題』として刊行されたご業績をフレームとして、先生からご発表いただき、ご講演を頂くということになつております。それでは先生よろしくお願ひいたします。

谷本 ただいまご紹介いただきました、北海道東海大学の谷本と申します。総会後の特別講演ということで、こういった機会を与えられまして大変光栄に存じます。やむなく、先ほど司会の先生からも触れられましたように、今回北海道地域農業研究所学術叢書の第一号として、「北海道の農地問題」を出版しました。私と北大の坂下先生の一人の編著で、八名の方による、過去五年間の研究です。本当は二年ごとにしたが、なかなか結論が出ず、七戸所長をはじめ、諸先生に大変ご迷惑をおか



けしました。遅ればせながら、何とか出版する」ことができました。まとめた頃の時代から、現状はもっと別のところに問題が波及している面もござります。しかし、一応の区切りとして出すことができました。これは七戸先生をはじめ、出版助成を含めて、地域農業研究所の全面協力によるものであります。この場をお借りしまして執筆者・編著者を代表し心よりお礼を申し上げたいと思います。

本書でまとめたことを中心に、またむりにいろいろ今抱えている問題を「北海道の農地問題」というテーマで話したいと思います。冒頭で黒沢部長よりありましたように、北海道の農地だけではありませんが、面積を拡大しても、土地利用型経営をおしそすすめても何ら所得が保証されるものではありません。農産物価格であつたり、食料自給率向上、あぬこは色々な切り口から農地を守る手立てはあるのをじょうが、何ら具体的な方策が講ぜられていません。個別農家の自助努力といいますか、個別経営の農地利用に国土保全が委ねられてくるといつて、根本問題があるのかと思ひます。農産物価格が低迷して、特に土地利用型の部分で、必ずしも規模をどんどん大きくすればそれに見合つて所得が拡大するといつて保証もありません。ただ農地が人からもられるわけでもありません。何を作つても引き合わない、採算が合わない相当条件の悪い土地もここにきてるわけです。担い手とのバランス、売る方と買う方、貸す方

と借りる方のバランス、欲しい農地と欲しくない農地とのバランス、しかも買って償還しながら採算に合つかどうかという計算も含めたなかで、土地の余りが出てきたり、あるいは地域ごとの差が大きく出でています。

規模拡大についての現状維持派

冒頭はそんな切り口で入っていきたいと思います。一番目は「規模拡大についての現状維持派」です。これは規模拡大について、全般的に現状維持派が相当程度になってきたということです。もうずっといわれ続けていますが、先行きの不透明感が背景にあることです。一番目は家族労働力の限界があります。たとえば水田でいえば一五か二〇㌶クラスなのが、畑でも三〇～三五㌶クラスなのか。酪農だと六〇頭なのが八〇頭規模というのが限界なのか。家族労働力でフリーストールや技術革新があればまたグレードがアップすることもあるのでしようが、例えば家族労働力で見たときに、体を壊してまで、あるいは後継ぎがそれによって継がないくらい厳しい農業経営をしてまで、規模拡大することに対する疑問がひとつです。これは当然のことで、規模拡大のために働くわけではありません。豊かな暮らしを送るために働いているのです。家族労働力がかなり限界にきている農家があります。スゴロクで言えば、いつ

ん「あがり」です。二〇か四〇㌶で現在經營していて、現状の規模でいいという考え方の農家が適当な数字ですが、どの市町村でも一五%なり一〇%なりあります。

例えば、ある程度の数、畑でいえば二〇㌶とかそのクラスの層がある程度出でてきます。するとそれ以上、もっと拡大した農家もありますし、土地利用、作付の関係でそれもできます。ある程度、家族労働力で、法人とか、共同などいろいろなことを組めばまたグレードアップする余地も出でてきます。しかし家族を基本として、雇用を若干取り入れた中で組もうとしたとき、一定のスゴロクでいえば「あがり」といいますか、一回りで規範的には「よい」という農家がある程度出でてきました。

もちろん、「こ」には既往負債があり買えないという方もいるでしょうし、もうひとつは土地利用型経営が必ずしも順調ではないものですから、少しずつ所得が下がっていく。それを規模拡大によって現状維持の所得にしていくとするわけですが、野菜も含めた対応があります。北海道の土地利用型というのは昔から畠作三品、水田、酪農の草という利用でしたが、それだけで、家族労働力で満度の規模拡大をしても、最高の所得、所得極大化になりません。むしろ、この集約的な作物の導入に活路を見いだす農家もあります。これは労働力の分散という要素もあります。単作単品だけを拡大しても、デッドラインといいまますか、それ以上拡大しても繁閑がはつきりしません。

す。家族労働力を完全燃焼させたうとうつむきが一方にありますから、どうしても、もう一品なり、二品複合化したいという思惑もあります。

そのようななかで、今のところはどちらもある程度の規模に留めながら、畑作にしても水田にしても、迂回路といつていのでどうか、複合化が志向されています。北海道という土地利用型経営展開の基本形ではない、野菜や花を取り入れた方が最適な所得が得られます。つまり最高の所得をあげて純収益も得られるということになつてきています。もちろん、この野菜も頭打ちです。雇用労働力をお互い引き合っていますし、家族労働力も高齢化してきています。野菜の市場対応としても、どうもかしこも野菜を作り、いろいろなキャベツを作り、また機械対応で二ヘンジンなども大面積で作れるようになつてしますから、マーケットも今までより順調な右肩上がりではなくなつてきました。場合によつては、価格下落といいますか、野菜価格が低迷はじめ、どこの市町村でも野菜の売上自体を落としています。一昨年、もう少し前からかもしませんが、農産物価格、市場価格自体が盤石でないということを含めて、総売上あるいは所得も含めてなかなか厳しくなつてきました。

とにかくまた土地利用型なのか、どうよつて迷ひだしていな方も多いよつとするところです。あることは、二〇、四〇、五〇規模になつてしまつたら、当然野菜が入らなくなる。大面積で

面積指向型でなければ、どうしても野菜が欠落せざるを得ませんし、あるいは野菜部分の面積縮小となる。その組み合わせに悩んでいる方もいるかもしれません。そういう中で一つは、なかなか規模拡大が、面積拡大という形で順調に行かなくなつてしまし、行けばいろとこのものでもなくなつてきたところとは、どの経営者も認識しあげています。

農地保全の考え方

ですから昔でしたら、隣が離農したらどうしても買いたい。規模拡大がいいことだとして、皆、戦前戦後も含めて、北海道の自作農として入りうると府県の小作なり自小作が、北海道で自作展開したいという先祖伝来の願いが、北海道の農業人につたと思います。

ところが事態は、土地の余りどころのは結果であつて、土地を何とか処理すれば良いところの問題ではありません。農家が残ることがまず先決だと私は思つていて、土地だけを何とか処分し、誰かに売り渡せばいいことではありません。先ほどの黒沢部長の話ではありませんが、どこの市町村で植林問題というのは確かに出てきています。それがいいのかどうかはともかく、この後も論議したいと思いますが、そういう問題が出てきた。植林しないで、誰が作ったって經營をますます

悪くする、つまり収益に見ゆかぬものは作るものがない。良い土地でしたらある程度収益も上がりますが、こんな悪いところで誰も買わないところの土地を、何とか処分させてよかったです。市町村で、何とか売つればいいと/or/、事態はすむのかといつじ、もうではなくなつきました。

それによつて経営を悪化させ、担い手が限られてきたなかで、わざわざなおかつ土地の処理問題だけに終始して、その結果、五年たつたら破綻するところの農家を五戸も六戸もせりに増やすようなことをして、農地問題解決だとおれるのかといつじ、そうではありません。それは本末転倒であつて、まず経営を残し、経営を健全にする、そのなかで農地問題を交通整理していくのだとううのスタートだと思っています。これは間違いないのではないか。

おず土地ありきでもないし、国の考える問題ではあるのですが、個別農家はそのよのなことを考へるわけもなく、個別農家が農地保全をしてくださつところのは本末転倒だろうと思ひます。わづらの意味では、本當は行政なり国策として、農地の保全と農地の利用問題を考えるべきです。もし、有効に農地を利用できなくなれば保全できなくなる、あるいは管理しても採算が合わなくなつたときには、自給率といつものを打ち出しているのですから、國も含めた政策支援を期待したいといつじであります。新基本法でも一步踏み出しつて、一五条三項のといつじであります。

「農業者が取り組むべき努力目標」と書き、その後、平成六年十一月に衆議院でも「自給率をアップする、向上を図るものとする」というのが追加されました。新基本法では正に自給率アップをうたつたのです。しかし、何もなされてしませんから、自助努力は個別農家や市町村に、地域に任せることにならないかと思います。それでは市町村はどうもじゃありません。呪文だけでは現実は厳しく、卖れない所が多つとあります。確かに三角の土地や礫の出る土地などの、作つても麦の一俵や二俵しか取れない、しかも傾斜地で、大型トラクターが入ろうとしても入れないようなどいのは、当然耕作放棄されて、不作付される可能性が高いのです。

耕地面積の推移と自給率アップ

表1、表2には、全国に占める北海道の農地のウエイトが示されております。北海道の耕地面積は、案内の通り、昭和六十一年あたりをピークに耕地面積を減りしつております。この後ずっと落としていかざるをえないような傾向にあります。もちろん、北見などでも開畠、畠を開発するといつじと自体が激減はじめています。何千鈴、何百鈴といつ規模以外は開発にストップがかかっている。もちろん畠地開発も止まつてしまつるわけです。

表1 耕地の拡張、かい廃面積の推移

年次	田の 拡張	開墾	干拓 埋立て 復旧	田畠転換	田の かい廃	自然災害	人為 かい廃	工業用地 宅地農林道等				田畠転換	田の 差引増減
								工業用地 宅地農林道等	道路・鉄道	植林	その他		
41	6,570	1,550	95	4,920	1,140	14	898	—	—	—	—	231	5,430
42	12,100	2,880	52	9,150	1,240	6	959	—	—	—	—	277	10,900
43	13,000	2,770	231	9,970	848	—	653	—	—	—	—	195	12,200
44	9,850	2,550	51	7,240	1,360	1	820	—	—	—	—	536	8,490
45	3,940	1,650	20	2,270	2,110	4	927	555	101	271	1,180	1,830	
46	1,790	962	18	811	4,370	—	1,180	475	92	613	3,190	-2,580	
47	688	164	3	521	5,150	—	2,500	592	129	1,779	2,660	-4,460	
48	1,350	463	6	879	3,510	—	1,910	685	98	1,137	1,600	-2,160	
49	1,200	235	5	959	3,790	—	2,630	1,568	258	804	1,160	-2,590	
50	933	444	—	489	3,820	—	2,530	875	361	1,290	1,290	-2,887	
51	1,630	543	6	1,080	4,250	9	3,050	848	299	1,906	1,190	-2,620	
52	1,630	1,170	—	461	2,430	—	1,280	423	157	700	1,150	-800	
53	625	95	106	424	1,800	108	508	257	149	102	1,180	-1,175	
54	56	7	—	49	1,460	0	788	483	135	170	669	-1,404	
55	98	7	—	91	2,970	—	641	330	85	226	2,330	-2,872	
56	180	—	—	180	1,580	—	471	202	116	205	1,110	-1,400	
57	0	—	—	0	1,580	3	440	187	71	182	1,140	-1,580	
58	6	1	—	5	1,130	—	280	109	71	100	850	-1,124	
59	2	0	—	2	1,890	5	460	101	181	178	1,420	-1,418	
60	529	1	5	523	3,830	—	568	204	106	258	3,260	-3,301	
61	57	1	—	56	3,490	—	504	103	127	274	2,990	-3,433	
62	10	0	0	10	4,580	—	393	143	98	152	4,190	-4,570	
63	2	0	0	2	3,660	—	381	149	130	102	3,280	-3,658	
元	1	0	0	1	1,970	2	561	305	94	162	1,400	-1,969	
2	0	0	—	—	1,370	—	648	408	83	157	723	-1,370	
3	6	—	—	6	1,040	—	527	333	109	85	510	-1,034	
4	409	8	—	401	1,150	—	679	442	146	91	471	-741	
5	927	0	328	599	1,640	695	624	265	230	129	324	-713	
6	824	4	366	454	911	—	639	291	250	98	272	-87	
7	24	0	19	5	810	19	340	178	135	27	451	-786	
8	24	0	20	4	675	21	542	198	212	132	112	-651	
9	5	0	4	1	655	4	404	204	114	86	247	-650	
年次	畑の 拡張	開墾	干拓 埋立て 復旧	田畠転換	畑の かい廃	自然災害	人為 かい廃	工業用地 宅地農林道等				畑の 差引増減	
								工業用地 宅地農林道等	道路・鉄道	植林	その他		
41	17,000	16,300	475	231	15,600	17	10,600	—	—	—	—	4,920	1,400
42	16,400	15,700	477	277	24,200	1	15,100	—	—	—	—	9,150	-7,800
43	20,000	19,700	60	195	26,600	—	16,700	—	—	—	—	9,970	-6,600
44	20,300	19,800	12	536	21,400	5	14,100	—	—	—	—	7,240	-1,100
45	24,500	22,900	438	1,180	13,800	—	11,500	2,211	360	8,920	2,270	10,700	
46	36,000	32,800	—	3,190	11,000	—	10,200	1,457	746	7,997	811	25,000	
47	24,700	22,000	—	2,660	7,460	0	6,940	2,043	509	4,388	521	17,200	
48	32,200	30,500	56	1,600	7,430	100	6,450	1,750	327	4,373	879	24,800	
49	23,300	22,100	—	1,160	5,910	0	4,950	1,421	355	3,174	959	17,400	
50	25,200	23,900	6	1,290	6,860	38	6,330	997	339	4,990	489	18,340	
51	22,100	20,900	26	1,190	7,080	28	5,970	894	446	4,629	1,080	15,000	
52	18,200	17,000	—	1,150	6,860	—	6,400	1,076	391	4,931	461	11,300	
53	20,000	18,500	305	1,180	5,400	325	4,650	964	333	3,348	424	14,600	
54	18,700	18,000	—	669	4,680	—	4,630	907	279	3,444	49	14,020	
55	20,200	17,900	—	2,330	2,290	—	2,200	774	355	1,073	91	17,910	
56	15,100	14,000	—	1,110	3,060	—	2,880	703	299	1,880	180	12,040	
57	11,800	10,700	—	1,140	3,070	90	2,980	658	244	2,082	0	8,730	
58	14,600	13,700	16	850	2,650	—	2,650	547	272	1,872	3	22,950	
59	13,500	12,100	—	1,420	2,310	—	2,310	417	269	1,621	2	11,190	
60	14,300	11,000	—	3,260	3,380	—	2,860	327	321	2,215	523	10,920	
61	12,800	9,840	—	2,990	4,050	—	3,990	593	379	3,018	56	8,750	
62	14,500	10,300	—	4,190	2,340	—	2,330	463	438	1,426	10	12,160	
63	13,700	10,400	—	3,280	3,910	—	3,910	788	602	2,524	2	9,790	
元	9,110	7,660	45	1,400	4,360	49	4,310	637	360	3,314	1	4,750	
2	7,360	6,630	—	723	4,150	—	4,150	912	505	2,734	—	3,210	
3	4,900	4,390	—	510	4,490	—	4,490	1,282	507	2,702	6	410	
4	4,450	3,980	—	471	4,180	—	3,780	1,160	439	2,181	401	270	
5	4,330	3,730	274	324	5,390	397	4,400	902	552	2,946	599	-1,060	
6	3,340	2,950	119	272	5,220	—	4,770	1,072	376	3,320	454	-1,880	
7	3,160	2,710	—	451	4,820	—	4,820	915	431	3,480	5	-1,660	
8	2,020	1,900	4	112	3,790	6	3,780	649	373	2,757	4	-1,770	
9	1,550	1,300	—	247	4,190	—	4,190	605	436	3,145	1	-2,640	

資料：農林水産省統計表（農林水産省） 北海道農林水産統計年報（農林水産省北海道統計事務所）

注 前年8月1日から当年7月31日までの1年間である。平成9～10年

表2 耕地面積の推移

単位：千ha、%

年次	計	北海道	比率	都府県	比率
昭35	6,071	948	15.6	5,123	84.4
40	6,004	952	15.9	5,052	84.1
45	5,796	987	17.0	4,809	83.0
50	5,572	1,076	19.3	4,496	80.7
55	5,461	1,140	20.9	4,322	79.1
56	5,442	1,150	21.1	4,293	78.9
57	5,426	1,157	21.3	4,267	78.7
58	5,411	1,168	21.6	4,243	78.4
59	5,396	1,177	21.8	4,219	78.2
60	5,379	1,185	22.0	4,194	78.0
61	5,358	1,191	22.2	4,168	77.8
62	5,340	1,198	22.4	4,142	77.6
63	5,317	1,204	22.6	4,113	77.4
平1	5,279	1,207	22.9	4,072	77.1
2	5,243	1,209	23.1	4,035	76.9
3	5,204	1,208	23.2	3,996	76.8
4	5,165	1,208	23.4	3,957	76.6
5	5,124	1,206	23.5	3,918	76.5
6	5,083	1,204	23.7	3,879	76.3
7	5,038	1,201	23.8	3,837	76.2
8	4,994	1,199	24.0	3,795	76.0
9	4,950	1,196	24.2	3,754	75.8
10	4,905	1,192	24.3	3,713	75.7

資料：農水省編『耕地および作付面積統計』各年次より作成

一方では、土地が転用も含めた自己潰滅です。潰滅が相当程度すすんできている結果、北海道もじよじよ府県と同じように耕地面積を落としている。しかし、府県も都市近郊も含めて財産意識も強く、ひょっとしたら転用で高く売れるのではないかという思惑もあり、ここもまたどんどん減らしてきて、今、全国に占める北海道のウエイトは二五%近くまできています。つまり、北海道の農地は全国の耕地のうちずっと、昭和四十五年以降、一貫してアップしてきている。この後も、北海道では少しあは減つていいくでしょうが、全国の中では四分の一を占める耕地面積にまで拡大しているのです。北海道のウエイトは拡大していくはずです。府県ではどんどん転用され、煙ではなくなってきています。将来四四〇万、今は四九〇万弱くらいの農地ですが、府県も減らしていかねばならないだらう。新基本法で自給率アップと唱えているわけですから、そういうなか、全国の中でシェアの問題だけではなく、中身も含めて四分の一どころか、もっと大きなウエイトを北海道は担うはずです。したがつて、北海道の面積を減らしていく中では、自給率アップなどともじやないけれど望めるはずがないといつていいと思います。今の自給率をこのような状態にしておいてどのように自給率アップするのか。水田利用型の農業活性化対策大綱がでもした。米と大豆と飼料作で自給率を維持するのだ、向上するのだと書きました。助成金の上限六万三千円、七万三

千円にならぬことは少ないと思いますが、六万円とみても転作が外れ、転作の変わりに地代の形になるととも、そのとのことで自給率をアップさせるよつた、本当にシナリオどおりになるのかといったら、それすらも定着するのかどうかも疑問に思つてゐます。北海道では、飼料作と大豆で定着するのでしょつか。六万円出でいる間はある程度よいでしょうが、続いてもわなないと困ります。そういうなかで、少なくとも北海道の農地が相当程度の自給率向上に貢献するであろうし、そのウェイもさういふ高まるだらうといふことを申し上げたいのです。

耕地面積の激減ぶりが出てゐるかと思ひます。田を畑に転換する、畑自体も何千㌶といつて規模で減つてゐています。平成九年までしかありませんが、田が畑に転換され、その畑も一千㌶程度年々減つてゐる。つまり、五年で一万㌶といつペースでこの後も落ちて行く。この後論議したることは、毎年のよつて一千㌶ずつ減つて行くかもしれない農地を、市町村でどうもじで確保するのか。悪いといふも全部含めて今の規模を維持するのか。それとももう少し抑えた形で、つまり今からもう二〇年前くらいのとくろで維持するのか。当時は斡旋でも、五人も六人も手を上げてみんな土地を欲しがり、少し無理をしてでも買いました。水田でいえば転作もはじまり、土地面積がなければ転作率を消化できない。しかも、機械化も進み、立派な機械が次から次へと登場するなか、面積が足りなくなつてしょうがな

かつた時代がありました。そういう時代に開拓し開拓し、土地開拓をした時期があります。あるいは、戦後開拓では、かなりの劣悪な地域に入り開墾した農地、今の農産物価格では採算が合わないという農地もないわけではないのです。すでに使つていらないか使えない、ソバでも植えられてゐるような農地もあります。

さまざまな状況下の農地評価

「いかにもながら、いいまじゆつ、いいまじゆつののが。十勝や北見でもそうですが、鹿のフェンスが張つたよつたところもあります。鹿のフェンスが除外された所はもうおそれべ、農業区域でそういうことができるのかちよつと判りませんが、フェンスの中を守るといつてフェンスを張つたのか。これは浦幌町のケースです。私は浦幌の農地流動化委員をしておりまして、今は振興公社を一つ立ち上げようとして暗礁に乗り上げ難しいのですが、清水町のよつたことをしようといつて関わっています。鹿柵フェンスの外は、確かに農産物を植えてもほとんじ鹿の被害や野ねずみの被害によつて、ほとんじ収穫皆無に近い。この外は無理だらうといつてフェンスができるのですが、ではなくてまだ守り、いいまじゆつを盤石に地域として仕組むのかといつてになつてします。

そういうなかで、一つは野菜傾斜があり、全般的には高齢化というのもじわじわと効いております。毎年世帯主は年を

とつていつているわけです。四〇歳から四五歳まで、後継ぎがいれば五五歳以降でも土地を買います。後継ぎがいるかないか、継ぐか継がないかと見越すと、経営者移譲を農業者年金のときに済ませるには大体四五歳位までに、ふつゝは、農地を買うか買わないかの判断をするだろう。これは二五年償還の絡みです。据置期間を経て二五年償還。公社の合理化事業を使えば、その前にいろいろ貸付期間もあるでしょうけれども、そうしながらもつまり六〇歳になって土地を買ったのはしないのだということです。調べていても変わった農家はいります。年金頃からまた農地を買おうとしたりする人がいるわけではありません。しかし普通は四五歳くらいで後継ぎが確実についたときに買っていきます。高齢農家の方と、四五歳以下の方が市町村にどれだけいるかといふと、これもまた限られてきたわけです。といふか新規就農の方が限られてきています。毎年一戸もない市町村がずいぶんあります。新規就農が三年に一戸とか四年に一戸です。あと五年で農業者年金なのか、そのような目論見のたつ農家が続々と増えてきています。五〇歳代がずっと増えてきて、四〇歳以下が三戸のうち一戸とはいないので、五〇戸の集落の中で担い手自体が五戸しかな

い、そういう集落が続々と出はじめています。

私の町の事例で見ると、良じ土地は昔から売れないなどとは思っていなかつたというのです。これは雨竜町のケースです。一番いい河川敷のことです。しかし、これは離農が少なかつたからです。だいたい五畝クラスか、六畝クラスでみんな離農が無くて、経営主も若かつたので後継ぎもホイホイと外に出た。私もそのうちの一人かもしません。面積が小さいですから、しかも経営もある程度よいし収量もある。けれども今、ふたを開けるともう数戸しかいない。経営は悪くはないけれど、規模が中途半端なままみんな高齢になつていて五畝クラスでは農家もやつていけない。昔だと農産物価格も良くて、五畝もあれば当然自活できたわけですが、今、水田が五畝で一万二、三千円の米価で掛け算したつてどれだけになるかといつても知れています。そういう中で後継ぎがここ二〇年間いじりのいじりになります。そういう中で後継ぎがここ二〇年間になつた。その結果今、いい土地なのだけじ農地が売れなくなってきた。山のほうの割りのいい農家は昔もどんどん離農が続出し、規模も一〇畝以上になつたクラスだと、逆に後継ぎが継いでいる。土地は悪かつたのだけれども、土地改良しながら一五畝クラスになると、後継ぎはそこでは非常に歩留まりが高い。それから五畝クラスの河川敷のところに出作すると、これらのものも出していくわけですから、昔の経営の豊かさからみた

い、逆転しつしまつたものない」とになります。このような市町村は一つの町だけではなくて、だいたい共通した動きなわけです。後継ぎがないといふのはいそつていよい。

そういう動きも含めて、後継ぎが完全に限られてきてるのです。つまり買おうとしている対象者が限られてきたのです。これが徹底的に需給がアンバランスになる一つの原因でしょ。一つは規模がかなりの程度、すこぶるのあがりにきた人が、一割なり二割、これは市町村によつていろいろですが、せんに買おうとする方が限られはじめました。畑や酪農だと、まだかなりの程度後継ぎが盤石にいる市町村が多いですが、水田と畑の小さい規模のところ、あるいは中山間あたりを中心に、水田に近いような、むづかの市町村の集落においては、皆無に近いようなそんな集落ばかり出てきたわけです。ですからもういそつて六五歳を超えてらしても、土地が処理できません。あなたに売りたい、貸してあげたいという人が山ほど近くにいるわけです。全部買ひ切れませんし、借り切れません。そのような問題が現実に出ています。

農地問題の地域差拡大

現状維持派ではなくて、規模拡大派としてもそれほど急ぐひとはないといつたことがあります。もう少し待つてから隣近

所に地続きが出ぬところなども想定してらります。やはり、遠くの土地や負債がつらつらたり、割高だとと思つ土地を買つ気がしないわけです。隣がもう六一歳だ、後三四年もすれば当然、年金が入るし、売るか貸すかするだらうところ農地が近所を見渡せばたくさんあります。そういうなかで、それほど買い急ぎしながらも、今の農産物価格をにらみながら、野菜でメロンをもつて、花をもう一棟建ててもいいわけですか。そういう考え方など、計に土地を買おうとはしなくなつてしまふ。売るほうが弱気になりますます不安になら。売れないと町に出なくてはならぬいかと思うし、買ひ方はあなたの土地を賣わなくとも隣近所にいくつでもあります、といつ弱みと強みの関係のなかで、正にそれが倍加してつづくともなつてらります。

もちろん市町村でもぱりつきはじめていて、かなり農地の欲しい方が多い市町村もあり、集落があり、ですから市町村差、集落差がさらに強くなつてしまつています。相当に力のある人が多かつたり、負債がそつ大きくなつよいような市町村もあります。負債圧が高い集落もあります。農協の今までの貸付指導や担保を基準としてきた指導には市町村差があります。ですから農協合併においても市町村差の負債圧の差がなかなか簡単には合併できないといつ背景にもなつてらるでしようが、市町村差、集落差がますます高まつてきます。土地余りといつても、みんな同じではありません。相当差が歴然となりはじめていますか

ら、安い集落の土地が安くなりはじめたのもおやがくなる。誰も買ひませぬから、ますます下がつてしまふところの懸循環です。いといいの土地は、それほど下げなくても他集落からでも欲しいわけです。

わづら農地問題といいましても、我々人で農地問題の本を書きましたが、バサッと切つてある部分もありますが、実はなかなか書けないくらい、あたしの集落、市町村と思ひ浮かべるじなかなか状況が異なりすむ。わづらではなうといひもあります。つまり農地問題もばりつわはじめたところといたを、まず指摘であります。ただ全般的傾向としては、わづらことがいえます。平均的なことをいうしかないのかもしれませんが、相当差が出てしまつても回時にこいつをおかなればなりません。

担い手主導の拡大テンポ

一番田の問題じつは、「担い手主導の規模拡大テンポ」とじつじをこの後考えていかなくてはならぬことじつじを、申し上げておきたいと思います。一つは相当地農地が出てきますし、農協も処分したい、農協も担保が絡んでいますし、農地価格もこの後下がつてきつます。この後もどう見ても下がつていくだらう。集落の中を一等地じつのはそれほど下がらないと思ひます。一等地は皆さん欲しがつてゐます。特に十

勝の開拓でも川西農協でも、じつにでもないですが、長芋の取れぬといひます。この辺の農地は下がつてしまふ。しかも斡旋が出来ても、川西農協あたりでも必ず二、四人は今でも買い手がつきます。殺到じまではつきませんが、河川敷であり川のそばの砂地で長芋がじれるには複数の方が買ひたいといつてゐるのです。ですからじの土地も皆欲しくないといつてゐるのではなくて、収益の上がる土地は欲しいのです。あるいはたまねぎじ。北見でもわづらですが、たまねぎは連作も可能ですもの、たまねぎのできる土地なり買つてもいい。値段が高くてもらひ。調査府でもそのです。地続もあれば、さらに買いたいと思つてゐるわけです。ですかからわれは經營を改善したいし、所得を上げたいものですから、たまねぎをもう少し増やしたいという方などは、わづら農地に対しては殺到してゐます。わづら農地では、条件差が出来しきているなかで、全体としてはかなり買ひ手が選別してゐる時代に來てゐます。土地を選んでらる。何が作れるかじつじと、採算が合ひのか、利用しやすらかじうかじつじと、周りを見て選べる状態になつてしまふじつじとかもしれません。そうすると、売れないと農地を含め、あるじは北空知のある町ですけれど、農地が出ても誰も買ひ手がないので、二翁ずつ担い手に分配する。つまり十何翁の農家の土地は売れません。今は賃貸借で対応しています。かなり強権的です。二翁ずつ五口の農家に配つて

しまったのです。規模拡大は必ずしもしたくないが、隣接した同じ集落なので二一翁ずつ拡大しなさい、とうの感じです。それくらいの対応をしたら農地は処理でもあります。聞き取りをしますと、欲しくないし、二一翁拡大するところから機械も更新しなければなりません。そんなことからまた経営もおかしくするかも知れません。実際に、それをしてくる市町村が他にもあります。もちろん買わせる場合もあるでしょ、連帯保証人ですから、農業委員ですか、そこよりのなこともやつてあるところもないわけではありません。でもそれも一回しかできないでしそうね。二順回はそりはいかないでしょ。

買う方が買うテンポに応じて拡大するところのことを、今後は守つていかなくてはならないでしょ。つまり売り手のテンポとか、市町村のテンポや農協の論理で規模拡大をすすめるべきではないと申し上げたのです。担い手主導の規模拡大テンポを、このあと組んでいかないと、農地はどうぞ出します。どうにかしないといけないです。つまり農協も何とか負債を

回収したい。負債というよりも、債権回収を含めて次の方に作つてもらわないと困ります。なんとかクミカン停止と営農停止をしたとしても、そこからの方が健全に小作料なりを得てもらわないと、小作料で負債累積の部分を償還できるような甘いものではありません。ですから賃貸借をしてもらひながら、負債累積で売れない、オーバーローンの分を込みで、クミカンと営農を停止して、離農はしてやる。その方は一人で農外に働きに出で稼いでもらひながら返済に充てんとする。自分で営農は停止にしましたから、賃貸借を強要することになります。本当は野菜作りで行きたいのに二一翁買わせてみたり借りさせてみたり、不本意に規模拡大、土地利用型を強要をしないといつことです。今は土地が余つてありますから、土地利用型を確かに強制したいのですが、それは担い手が主体に考えるやり方でいくしかないでしょ。過剰な土地はまた別の解消方法を地域で考える、あるいは管理をする、道はいろいろあると思います。もう一度、みんなで知恵を出し合ひのことをしないと、個別の担い手に何とか処理すればいい一件落着だといつては、すまなくなつてきました。気が付くと四〇翁ところのことは、いざつて担い手を潰すことにもなります。

農地取得のタイミングと対応策

地域の仕組みのなかで、無理のない担い手の規模拡大に向けた条件作りということをしなければなりません。償還圧とか償還の平準化とか円滑化などいろいろな手法があるにもかかわらず、五年後だつたら買えるという農家が、今、規模拡大を五翁したところにあってものの農家の経営がおかしくなるということがあるのです。五年後に買つてしまはばいいのに、

今買わせたために経営の歯車がおかしくなつて、せっかく三〇代の後継ぎがいるの瀆してしまつてはあり得ぬのです。これは、本人の経営手腕がなかつたという場合もあるかも知れませんが、それではなくて五年無理したためにとんでもないことになつてしまつことがあるのです。それは、五年まで待つて買わせるようなことも地域としても考えていくべきです。いくら農地が余つていても、別の利用の仕方をみんなで考えていく。

五年後を四年後に買つてからじしたら、一年だけの営農設計が変わらぬくらいですが、五年の違いは大きいはずですし無茶な話です。現実には、地域の対策と見通しが必要なのです。地域で私がいろいろ見ても、無理して買わせたり、無理して賃貸借させたりしています。顔が見えるから断れないということもあるでしょう。営農していらる場合は断れない場合もあるかもしれません。隣で苦しんでいた人がいたり、負債で毎年単年度収支で赤字で、八〇万円や一〇〇万円ずつ年々累積しているから「なんとかしてくれ」ということもあります。しかし限度がありますし、「マニ意識」もある程度で留めないと、芋づる式に経営悪化に陥るところにともなれます。

もちろんこのあと、技術革新、つまり水稻直播や衛星によるトラクター遠隔操作とか、酪農のフリーストールやロボット搾乳などいろいろな技術革新はあるのかもしません。それでも

すれば、一〇鈴、五鈴の規模拡大が可能になります。あるいは野菜でいえば、大型機械化するとか、そういう対応によって、徐々に拡大ではなくて、一段と拡大する可能性もあるのでしょうかが、いまはまだなかなか水稻直播にしても技術がそろつていない栽培体系や施策のなかで、やはり無理をさせないよう地域で考えていく時代になってきたところことを強調したいと思います。

当面流動化できない農地問題

二番目ですが、当面流動化できない農地問題です。売れる農地のところはこれまでおおむねある程度動けるのではないか。そこに買ってもいつ順序と手順とを交通整理していく。あるいは面的に条件整備していく。それぞれの市町村でも、三〇鈴クラスになつていくと規模拡大農家であつても、どういう思惑があるかと云ふと、処分して買いたいという農家が大分出てきています。持つていて土地の一部を売つて、新しく買いたい。どうしたことかといいますと、おそらく条件の悪い土地を売りそれを元手に良い土地を買いたいのです。買い替えをしたいといふ方がずいぶん潜在的にはいます。これが悪い土地は既に離農したい農家や負債農家や高齢農家のなかに相当ありますから、自分のいい土地のなかの悪い土地を出せないので昭和

四〇年代、五〇年代の規模拡大の旺盛なときに、少し悪くとも何でも買いました。その土地をできれば処分したいわけですが、なかなか処分できません。これは集落として壊滅的という集落もあります。ですからその土地は地価が下落しているか、ここ五年ほど買いたい手がついていない農地もあるのです。

平場でも出てきましたから、処理できなくなつてしましました。この農地でしかも機械化対応もできない農地はどうなるでしょう。市町村でも、そこに負債が絡んだ方もいますし、処分をしなければ離農するにもできないという農地もあるのですが、救えないような農地もあります。手に入れても採算に合わない、而かもう作物が全く無じ農地もあるのです。とにかく経営的に使つていいのかどうかと、もう一顧観えてみなければなりません。

ゾーンングとワークカード

この本の中では、ゾーンングところのキーワードが出てきます。これは都市計画法の、市街化区域、あるいは市街化調整区域というゾーンングと意味が違います。酪農大の柳村さんがまとめていますが、決定的に採算が合わないエリアがもう出てきています。そのとき、個別農家に買わせねどこうすることを聽えているわけではないのです。先ほどの浦幌町の例でいえば、鹿の

フランスのところのものだなのが、どうもどうか知りませんが、鹿のフランスのなかでも、売れ残つてしまつてしまつもない農地がありますが、鹿フランスをそんなにジグザグにするわけにもいきません。この農地だけ外して、一筆ごとに分けねばではできません。一角をぞうと線引きをして、鹿のフランスを張つたわけです。そのなかでも、もう買いたい手がつかない農地もあります。あるいは買いたい手がつかないというより、何を作つてもどうしようもない農地ということがあります。単収も低じし石は出しの、三角で傾斜で重粘地である。価格が負債がつらしくために割高である。三重担じいかわいじいもない農地が市町村を逐一見ぬじあるのです。しかしこれを扱い手に買わせるのはもう無理です。買わせぬことはできません。では借りて何か作つて貰えるのか。借りても労力が無駄です。そんなところに構つてじる時代ではないし、余裕もないのです。家族労働力で三の飼規模になつて、毎日毎日がどう労力をこなすか。つまり完全燃焼もそうだし、所得を上げるために適期収穫をしなければならない。適期に収穫するとき鹿が出ぬよつて、出ないまでも单収で麦を作つたって一俵しか取れなつ、一俵しかとれない。ロータリーをかけとも、ロータリーの歯が一年で欠けてしまつようなら、またまたおもじ構つていられなくなつてしましました。そんなところに構つてしまふと経営がおかしくなつてしまふ。ですからそんな農地を、それではどうかといつてこの時代になつてしましました。

た。

そのとき、ゾーニングといつ話になってしまいます。それは土地利用上の線引き云々、農業地区云々という問題ではないのです。そういう問題ではない意味での、実務としての線引き。それはまた時代によつて変わつてくるかもしません。ただ今の農産物と、今の労働力と、担い手の分布状態を見て大体こゝくらいまでは守りきれるだれつて、守りきれる農地については守りましょ。あるいは地域で、ここの農地までは少なくとも堆肥も入れていい。堆肥の供給センターのようなものを作つたり、担い手を法人化すること、地域連携型法人化のようなものもあるかも知れません。あるいは、集落を基本にするかも知れません。今、市町村でいろいろ考えていい一つの方法として農地保全を主体とした農業生産法人を町に一つ創設するやり方です。集落だと地域連携型でいいのですが、完全に集落を超えた町全体の引き受け手のない農地、でもやはり守るべき農地をその法人で管理耕作して保全するといつものです。やはりこれは自給率のアップにもつながるし、やはり地域の財産として、こここのエリアについてはみんなで守つていいといつといつについては、ゾーニングする。一〇年後は分かりません。一〇年後に農産物が下がつたり、どんじゅくなくなつた時またこのゾーニングも線引きされぬかもしません。都市計画法のゾーニングではなく経営的な意味でのゾーニングです。

これは耕境後退させつても、といまでは守りましょ。ここの農地は誰か近くに誰も後継ぎがいないエリアを確かに誰も使つてくれない農地一角を、創設した法人に管理してもらいつです。そして近くの余力のある担い手に、あるいは集落を超えた方に入つてもうつて、法人を一つ作つて、そこに賃貸借で農地を集積させます。個別経営でも赤字ですから、法人化しても赤字でしきょう。しかしこ多少赤字であつても、地域で守るべき農地と地域コンセンサスをとつたわけですから、そここの農地は毎年一〇〇万円かかってもやむを得ないと思つていいます。一〇〇万円赤字で受委託でもなんでもいいのですが、地域の農地を保全していいといつとう考え方です。そして、将来買い手がつけば処分していい。一方では、担い手を養成していかなければ一〇年も一〇年もきりがないわけですが、毎年一〇〇万円ずつ補填していく。一〇年経つても買い手がつかないし、どうしきょうもないといつ農地だと国の援助を待つしかないのですが、国だって何もしてくれないかもしれません。ただ一〇年先に、そこには何か意図と可能性を持つて保全するのであれば、そつ高いものではないのではないかと思ひます。

町の財政は逼迫するし、市町村も合併しなければならぬ時代に、財源を使いながら地域の農地を保全しようとする限り、何かやはり公的な理由が立たなくてはなりません。そのときに担い手を一方で養成していいとか、将来ここの面的再整備する

とか、利用集積の可能性があるといった、いろいろな可能性をじらしながら財政支援する必要があることになります。寄せたり集めたりすれば、その飛び地のところも何とか新規参入の方が予定できたり、零細地片も地続きで利用できる。団地化する可能性が将来あるところもあるかもしれません。あるいは地域の合意と努力によつていただけるのです。

地権者の協力体制

売り手もそういう風配りをする時代にきました。売り手、貸し手も黙つていたのでは自分の農地を借りてくれないという時代にきています。ですから軽整備をしたり、団地化したり、あればすぐ売れる農地に向けて再編整備するという努力もまた必要です。高齢農家に負担を課すところのも酷な話しだすが、ただご案内のように、高齢農家で五年ばかり、つまり六〇歳で六五歳に向かつて耕作してきた農家の農地はどのよくな農地かは想像がつきますよね。どうしようもないくらい農地は荒れているし、土作りはされていないし、堆肥などはもからん入れていないうじうことが多いのです。高齢農家の方は大きい負債もありませんし、自分の代だけでいいわけですし、年金も田の前にきてくる。すぐ誰かに借りてくれ買ってくれといつても、ひどいわけです。借りてもすぐには使い物にならないのだ、土

作りをし堆肥を入れて追加投資を出さなければなりません。水田だとそんなこともないでしょうが、畑地や草地の場合には相当ひどいのです。負債累積農家の場合もひどいでしょうから、その農地を借りてくれといつても無茶な話しだす。売ぬ方も貸す方も、それなりにひどい売れるために協力体制が要請されはじめました。

軽い負担の基盤整備をすると、土地改良をするところの所に、高齢農家の方で「いやです」とハンをつかない方もいるようですが、もうそんな時代ではないということが言えるのです。土地改良にも協力して、少し負担してから売れる農地にしてから出てください。初山別村などでも一〇万円の土地改良負担金だけで処分していくのです。これを元手に引き取ってくださいといふこともあります。それでも売れない場合もあるのです。ただ、ある程度の軽整備を負担して、売れる農地にしてから出でいかないと、誰も借りても買つてもくれません。それは地主の義務になってきたのですよ。ある程度使える、つまり担い手が買つてもいい、借りてもいい、作業受託しても「まあまあいい」というくらいの農地にしてくれなよと、「あなたの土地は耕作放棄になるし誰も買わなよし、どんどん農地の価格が下がります。今は一〇万円の土地かもしませんが、将来は誰も借りてくれないし、改訂毎に二万五千円ずつか、下がつてしまます。将来は一〇万円の土地になります、

いいんですね」。あぬこは、「面的に暗渠などが入るとか、烟草が入るといったときに協力するだけの自の負担をして頂かな」と困りますよ」という時代になつてきましたのです。

細切れに農地処分して、八〇〇万円控除なり一五〇〇万円控除を、毎年連年では売れないでしようが、何年かおきながら、小さくしていきたい。そのとき所得税をなるべく避けたい、これも当然誰しも思うでしょう。総規模を縮小したいのでしようが、その条件のなかに土地を売る土地へ向けて整備する。そうしないと協力しない高齢農家ということじ、売れ残つてしまつて、その土地が半値になつてしまつことを甘んじなくてはなりません。これを周知徹底してやつた。「ひどい使い方をしてしまつたね」という土地を、まともに賣つたのではなくてもやつてしません。よっぽど農地の値段を下げればまた話は別ですが、そんな時代になつてきつつあるのです。

保全管理対策と細切れ防止

四番目ですが、農地保全管理対策と細切れ防止といつ問題です。緊急農地保全対策事業といつのは、平成十一年、十二年と五〇〇鈴すつ行つ。農地保全管理緊急対策事業ができるていまですが、半分くらいの二〇〇鈴くらいが去年の実績であり、今年も同様に動いています。公社も含めた事業展開ですが、なか

なかこれも地力維持の保全管理といつ前提条件がありますし、機能しにくじ面があります。綠肥鋤込みのため、果実を取得できないので現状維持の管理に限定されています。

先ほどの保全管理といつ公的な仕組みを使うだけではなく、管理耕作、作業受委託、賃貸借、法人化による賃貸借、作業受委託など、さまざまな方式が考えられてよいと思います。さうに、道府が推奨している地域連携型法人、これは集落に根ざしていかなければなりません。あるいは、作業受委託を仕組むため担い手グループを支援する、共同化や機械共同利用を仕組む方法、新たに法人を創設するなど、いろいろな形でこれは保全管理なのか、管理耕作なのか受委託なのか、賃貸借まで行くのか、売買か、土地の利用の仕方もいろいろなグレードがあります。もちろんこれは、力があり余力がある個別農家がその代役をして構いません。法人化したからといつて採算が合うかといつたら合いません、合いませんが、面的に交通整理をしたり、そこでいろいろ地域の工夫と支援とが仕組めるのです。あるいは、財政負担を多少かけながらといつともあります。ですから、じつこう仕組みをどう組み合わせて使うのか。もちろん、保全管理といつ道府と公社で打ち出した事業もありますしそういう事業と絡めながらすすめなければなりません。

引き合わないまま、地域の農地を個別農家に任せてしまうといつ手もあります。個別農家の判断に何も地域はせずに黙つて一

〇年放任しておいたいのかしないのか。何の考え方もあるかもしれませんし、一番安上がりな方法です。悪い土地はそのまま、次々と耕作放棄にもなりますし、三角の土地などはどうしようもなくなります。もたれん売れませんし、売れないまま黙つてしまつておいたら虫喰い的に耕地面積を減らしていくことになります。

市町村として、これでいいのかどうか、そうではないでしょうか。複雑な問題を何とか交通整理をしなければならないわけでも、私も黙つて放置していいのだと市町村が言ったとしたら、それはちょっと安易だし、手抜きではなかかと思います。やはり交通整理をしていく努力を市町村はしていかなければなりません。安上がりにしたかったりの意見もあるでしょうが、どうしようもないような農地もあるかもしれません。それでも、交通整理をすることによって、あるいはその一部は使ってくれるかもしません。その交通整理をする努力は、やはり一一一の市町村がしていかなければなりませんと感じます。北海道だけじゃなくて、全国的に最大限の努力はしていかなくてはなりません。

財政はどこまでかけるのか、農地をどこにまでやめるのか、どういう方式でやるのかどうかなどが、全市町村に勧められた検討課題だつて、懐良合との兼ね合いと知恵の出し合いで連携プレーです。むしろお金といつても、ノウハウといつか知的な

部分の交通整理どころの問題になつてしまふかと思います。

そういうなかで農地保全対策事業が今年までの様子をみた、まだ続くのかどうかは分からませんが、あぬこせそれに類したものが出来るのか検討されてるかと思います。さらに、売れない農地、引き合う作物がない農地、経営不採算農地はこれは個人がやつてくるから採算が合わないのか、あるいは売れない農地は値段が合わない、値段が高いから売れないのかということもあります。これはもちろん負債が絡んでいて高値に固定されているという場合もありますが、その場合でも二重価格で処理するといつともあります。安く下げるねらい、差額を長期のローンを無利子で組んで、本人に返してやる。二重価格だったりそれで、全員だつたら困りますが、二、三件か五件であれば何か別の仕組みで予算立てを若干組みながら、無利子くらいまでにして、返し貰う。あるいは売れない農地が安ければ売れる。これはやはりいろんな市町村でも、三割高いとか、一割高いとかがあります。それを正常な価格まで戻しておいて、地価と負債超過部分は別の形でその差額分を処理する。値段を売れる農地まで下げておこう、一回処理するといつないこともあり得るのです。なんでもかんでも農地価格に付帯させないのです。

さうして、この問題で言えば、売れない農地でも、個人が経営手腕がないから売れないのか、面的に整備されていないから

売れないのか。もつと何かを組合わせれば売れるのか、作る作物を変えれば引き合ひの作物があるのか、といつゝことです。ソバを作るか、綠肥作物対応しかないといつの場合もあるかもしません。そうですが、もう一度吟味する必要があります。地力はあるが、零細な圃場が点在しているために使えないということがあります。一鈴以下で三角だから売れない、あるいは借りてくれないのか。三角の土地で、沢の奥の土地を地続きにすることはできません。おそらくそれは一圃場、零細飛び地のような形でダメなのです。にも、一キロ以内に三圃場が点在し、合わせて三鈴ともなればバラバラでも行って採算の合う作業ができるかもしません。ところどなれば、ソバを作るというのではなくて、もう少し小麦を作ったり、もう少し利用度が高まり、収益のもうと高い作物を作るかもしません。それは交通整理がなされていない故に不採算なのかもしません。もう少し、詳細な利用実態を現場に即して吟味する余地はあるし、それを必要としています。もうこれ以上、何をしてもダメだということであれば、また別な方式もあります。景観作物でも植えるのか。むしろ地力がないためならば、綠肥を五年に一回作るか、三年に一回作れば採算が合ひのか。そのようなことをしてもだめなものはだめなのかもしません。そのときは、畑作利用をもつと粗放利用に転換するしかありません。次の問題ですが、買い手のない農地への対応について

興味深い報告があります。平成四年から八年の四、四〇三鈴、これは北海道農業会議が調査した統計です。表(3)に示した、作業受委託で牧草畠と採草放牧地のといふのです。このといふで受託組織が地域に多く展開しています。つまり受託作業をしている組織が集落や市町村にあるといふは、さきなり耕作放棄にはなっていないのです。やはり水田地帯は受け皿がないため、耕作放棄に直結せざるを得ないわけです。管理耕作といったら、鋤込みしかできませんので収益は上がりません。管理耕作か作業受委託的な基盤が用意されていれば、ある程度まで面的に消化できる分はあります。受託組織が採算が合わなくても、地域がファローアップし財政支援することで、多少の受託料金の差額分、つまり諸からなかつた受託分を、地域が補填してあげることによって何とか農地が耕作放棄になつたり、使われなくなつたりしない形で利用されるといつことが実証されているのではないかと思われます。

景観保全と多目的利用

そのような低利用の仕方をしたり、あるいは不採算であつても景観とか自然保護区域のようなエリアとして保全します。自然保護区域などといつのはドイツなどの発想で、日本にはいのよつた発想はありません。経営採算にはのらないが、うつとい

表3 成立しなかった農地とその対応（平成4～8年）

区別		成立できなかつた面積	耕作継続	作業受託	作業貸借	耕作放棄	不明 その他	単位：ha、%
水田		490 (100.0)	349 (71.2)	18 (3.7)	18 (3.7)	53 (10.8)	52 (10.6)	
畑	普通畠	2170 (100.0)	814 (37.5)	860 (39.6)	180 (8.7)	240 (11.1)	67 (3.1)	
	牧草地	1337 (100.0)	325 (24.3)	852 (63.7)	95 (7.1)	105 (7.9)		
採草放牧地		406 (100.0)	96 (14.0)	286 (80.3)		20 (5.6)		
合計		4403 (100.0)	1584 (36.0)	2016 (45.8)	302 (6.9)	418 (9.5)	119 (2.7)	

資料：北海道農業会議『農地の需給等に関する実態調査結果』（平成10年3月）より作成。

注　　本調査は全道農業委員会202に対しておこなわれ、199の回答結果（回収率98.5%）である。

しじべりこまで草がぼつぼつになつていて、原野のよつなどいに来てしまつたといつよつな農地をなくす。これは地域の民宿にお客さんがくる。外国だと日常茶飯事でそういう形でくるのでしようが、例えば美瑛のように道外のお客さんがくる。そういう場合に、景観が良いといつともいろいろな意味で附加值がつくわけです。採算ばかりを考えるのではなくて、この時代になって不採算エリアという農地も考えていいかなくてはなりません。つまり不採算だったらすぐ森林化し、植林しなければならないのか。不採算であつても農地として保全するエリアというのは、この後あつてもいいのではないか。このようことも思いながら、農地保全ということを考えていかなければなりません。

余談ですが、つまり北海道の農地は明治開拓以降、一貫してすべての空間で採算が合わなければならなかつた。農家は全部、農業一本でやつてゐる農家ばかりというのが、北海道の農村空間ではなかつたのか。採算が合わない農家は次々と脱落していくし、採算に合わない農地は非農地化する。つまり、不採算な農地はやがて農地ではなくなるのです。不採算農地であり経営採算には乗らないけれど、少し支援すれば採算の合う農地もあるし、採算を度外視して多目的に農業的利用するエリアが地域にあつていいのではないかと思つています。農地として残し、景観保

全作物、景観緑地、あるいは新規参入者、農村来訪者向け自然空間、実験圃場なのか体験農場なのか、グリーンツーリズムではないけれど、ツーリズムにあたる方への農業体験空間なのか、それらは採算が合わないけれど、国民・住民を心豊かにするエリアとなるはずです。

ここで強調したいことは、不採算の農地は今までいじりとく排除されきました。いきなりすぐ後退してきたのです。すぐそこが原野になり、農地ではなくなってきたのです。先ほどの統計の通り、農地ではなくなつてきましたから、農地がどんどん減つていいくわけです。それではなくて、国土の保全、食料自給率維持、向上への潜在力にもなりますし、あるいは景観保全にもなるでしょう。将来、また新規参入で入ってくる方がいるかもしれない。地域の不採算農地を財政補填しても管理するエリアという大義名分が出るわけです。どこからか若干の財政支援もありながら、不採算農地を面的にある程度のエリアを今後いろいろな利用の仕方と多様な付加価値をつけながら守つていいく。それも農地の多面的な吸収体として、用意していくことが必要です。

経営として採算が合わなくなつたから、即、草が生え柳が生えてきて、すぐ耕境後退してしまつといふのは、もつたいないかぎりです。戦後開拓の土地なども皆そうです。行ってみると、もう原野になつています。一〇年前までは作つていたけれど、

みな原野になつています。持つてゐる方が原野のまま出でしまつたから、三年もすれば雑草が生え、柳が生えてきます。全部守れとは申しませんが、面的とかある程度の水準以上のエリアは多少、不採算であつてもすべて市場原理に任せるのでなく、財政補填をして管理していくところのエリアがあつていいのではないかと思います。農家がするといつのは少々無理でしょう。農家は買いませんし借りません、利用もできません。けれども、地域としてそのエリアの農地保全を近くの農家の方にお願いする。それは財政負担でお願いするのかもしれません。財政負担がどれくらいかかるのか、地域では組むだけの経済的余裕がないといつことかもしぬませんが、少しでもそれに向けて努力する。ハーフヒーリアを考えていかなければならぬ時代にきてゐるのです。

賃貸借の安定化

五番目の問題として「賃貸借の安定化」といういい方をしました。今、こんなに安い地価だつたら買ったほうがいいという方が、規模拡大志向のなかで六割くらいでした。規模拡大は市町村でいろいろですが、半分以下です。稻作地帯ですと少なく、二、三割くらいでしょう。しかも、酪農はかなり高い。畑作がそこの次で、稻作が一番拡大意欲が弱いといふことです。そんな

かで、賃貸借への志向は一貫して必ずしも強くないのです。賃貸借はしたくない、農地は買ったほうがいいというのが圧倒的に多いのです。北海道 자체が歴年そうです。どうせ借りるのなら借りて、公社の合理化事業を利用するか、それはもちろん五年の貸付期間をはさむわけです。その後の話です。

買いたいという方が圧倒的に多いのですが、私はそういうではないのかということを更に強調しておきたいのです。相手が高齢農家で緊急に売らなくてよい場合にも、まず借りて、小作料を払うなら買ったほうが良いという方をするのです。十数年払つているのだつたら自分のものになるのです。でもその土地は下がっていますし、これからも下がつてくる農地なのです。昔のように上がつていく農地でしたらそれはいえているのですが、下がつていく農地だということです。もう一つは土地を買ったらいらくらくなリスクがある。あるいは、後継ぎが本当に継ぐかどうか分からぬといふ経営者のリスクもあります。土地を借りておいて、その間、まず機械施設の償還や既往負債の償還の目処が立つてから、農地購入の償還に入る。合理化事業は正にそうしたことを奨励した事業です。あるいは、償還圧とかいろいろな更新時期の追加投資など、いろいろ鑑みて賃貸借を挟んだほうが、リスクがないという場合が随分あるのです。

みんなが農地を買いたい、規模拡大もしたいというのがます

前面にくるのですが、もひいのじ時世、小作料もこの後せりに下げなければならぬし見直されます。下がつてくるなかで、売買だけが必ずしも七割もじるはずはないということを申し上げたいわけです。条件もそろつている方はいいのですが、無理をして、既往負債があるのに、利子を負担し下落する農地を購入によって更に規模拡大することは必ずしもないのです。機械施設を先に償還しておいてから、土地の償還に入るということも考えられてよ。負債圧、負債残高をあまり累積しないという意味では、賃貸借はやはり一番リスクが少ないと思いません。それは賃貸借の条件が整備されていないから、売買へという方も随分いるのではないかと思つています。

表4では、高齢農家の賦存状況が示されています。さらに可能であれば、高齢農家の方にリスク補填してもいいしかないかと思います。つまり高齢農家で負債のない方を中心に、農地の値段が下がつたり、小作料が下がつたりしてくるかもしだせんが、そのリスクをやはり補填をしてもらつしかない。今までやつてきた農家の方にさらにリスクを押し付けるのは酷なのですが、そのまま持ち��けてもらつながら、買えるときになつてから、今はそれほど無理をしない状態で、機械施設の償還や既往負債を、一千万円や三千万円程はみんな持つています。それが一千五百万円とか一千万円まで減った段階で、規模拡大のために農地を買うとか、既往負債との絡みからもつと身軽な規

表4 経営部門別 高齢農家の後継者不在状況（北海道）

単位：戸、%

経営部門別	農家 総数 (1)	世帯主 50-59歳農家				世帯主 60歳以上農家				
		農家数 (2)	(2)/(1)	後継者 不在(3)	(3)/(1)	農家数 (4)	(4)/(1)	後継者 不在(5)	(5)/(1)	
昭 5 3	124,430	38,320	30.8	16,800	13.5	32,690	26.3	12,420	10.0	
5 8	114,800	44,660	38.9	19,390	16.9	27,080	23.6	14,830	12.9	
6 3	104,140	36,880	35.4	14,180	13.6	33,060	31.7	18,530	17.8	
平 4	82,340	27,820	33.8	11,930	14.5	23,800	28.9	13,490	16.4	
6	76,710	23,100	30.1	10,640	13.9	24,770	32.3	13,390	17.5	
8	71,960	20,050	27.9	9,220	12.8	21,460	29.8	12,910	17.9	
1 0	68,550	17,790	26.0	8,440	12.3	26,510	38.7	16,600	24.2	
	販売なし	2,680	830	31.0	460	17.2	1,350	50.4	1,000	37.3
	単一経営	46,150	13,480	29.2	6,360	13.8	16,320	35.4	8,750	19.0
平成 6年	稻作	17,510	5,800	33.1	3,060	17.5	6,110	34.9	3,360	19.2
	麦類計	660	200	30.3	60	9.1	430	65.2	230	34.8
	雑穀・いも・豆	2,780	700	25.2	440	15.8	1,600	57.6	1,130	40.6
	施設園芸	1,240	410	33.1	220	17.7	430	34.7	190	15.3
	野菜	6,430	1,720	26.7	700	10.9	2,780	43.2	2,040	31.7
	果樹	1,350	300	22.2	200	14.8	590	43.7	390	28.9
	その他作物	1,570	420	26.8	250	15.9	820	52.2	530	33.8
	酪農	11,700	3,280	28.0	1,160	9.9	2,580	22.1	430	3.7
	肉用牛	730	190	26.0	100	13.7	180	24.7	70	9.6
	養豚	380	140	36.8	30	7.9	190	50.0	60	15.8
	その他家畜	1,810	300	16.6	130	7.2	600	33.1	330	18.2
	準単一複合経営	13,900	4,170	30.0	1,890	13.6	4,300	30.9	2,510	18.1
	複合経営	13,990	4,620	33.0	1,930	13.8	2,790	19.9	1,130	8.1
	合 計	76,710	23,100	30.1	10,640	13.9	24,770	32.3	13,390	17.5

資料：農林水産省統計情報部『農業構造動態調査報告書』各年次より作成。

注 平成4, 6, 8, 10年の農家は、農産物販売農家数である。

模拡大を志していかないと、みな即座に所有権移転だと、それにとっては過ぎしこのとこのがこれまでの北海道の農業経営ではないかと思ひます。

その際、賃貸借の条件整備がされていないから好まれないのだということは考えられます。例えば、土作りができるない、小作料が高すぎる、土地改良が無理であるなどといったことが聞かれます。やはり、借地ところのは不安定ですし、そういう意味では集団化もできにくく。自分の土地ではありますから、どうしようもないのです。いろいろ土作りや堆肥投入や小作料の問題があるとすれば、そういう条件をもう少し整備する必要があります。北海道は売買重視であり、賃貸借軽視なのです。売買でなければ負債整理も含めて処理できません。公社の合理化事業でも北海道では一時貸付以外、賃貸借はほとんどありません。しかし、もつと違う形で賃貸借を条件整備するといつなかで、もつと経営を気軽にしつつ、売買に移行し規模拡大していくということが志向される必要があります。賃貸借の条件が整備されないとしたならば、条件整備に向けた努力もしていかなくてはならないと思います。

地域の再整備と農地再生

六番目ですが、これは今後は市町村の至上命題になつてくる

でしょう。地域の農地の再整備です。そして農地再生といふ書き方をしました。農地がだんだん細切れ化していく。これは表より、表のように、北海道での離農の一戸あたりの処分面積と、平成七から九年の離農戸数の推移です。田作、畑作、酪農だけをみており、田畑作経営と混同経営の農家を省いています。一戸当たりで毎年、一千一、三百戸ずつ離農していくます。トータルで毎年、一千一、三千戸離農していくいます。離農戸数ですが、酪農などは規模が小さいから離農しているわけではなく、どいからでも出します。五〇戸であっても出していくわけです。もちろんこれは負債累積の場合は別に規模を問いませんから八〇戸の酪農家であっても離農に追い込まれることもあります。分布としては、酪農経営が五〇戸以上層も一四・五%といつ比率になっています。虫喰い、バラバラにどいの経営階層からも出ています。稻作は、もちろん一〇～一〇戸くらいまでで、畑がその中間にあって一〇から二〇、あるいは五〇～一〇戸の畠作農家が離農という形で出てきています。一戸あたりの処分面積も相当大きくなっています。さまざまな階層から離農が出ていますから、とくに五〇戸の酪農家などの場合、一戸ではじても買い切れません。四〇か五〇で一〇戸ずつ分割購入してもうらないと処理できません。一戸で五〇戸全部買うとなると新規参入くらいのものです。酪農家であつてもすでに何戸かで分割すると農地はますます細分化し、細切れ更にまた何戸かで分割すると農地にも分散してしまいますが、

表5 経営形態別・規模別離農戸数の推移（平成7～9年）

経営形態	年次	単位：戸、%								合計
		1 ~1	3 ~3	5 ~5	10 ~10	20 ~20	30 ~30	50ha ~50	~	
田作	7	58	200	202	141	16				617
	8	70	205	232	220	29				756
	9	73	225	196	203	33				730
	計	201 (9.6)	630 (30.0)	628 (30.0)	564 (26.8)	78 (3.7)				2103 (100.0)
畑作	7	20	41	57	104	84	23	6		335
	8	24	59	53	97	77	25	9	1	365
	9	23	46	43	81	107	30	7		337
	計	67 (6.5)	146 (14.1)	153 (14.8)	282 (27.2)	268 (27.8)	78 (7.5)	22 (2.1)	1 (0.1)	1037 (100.0)
酪農	7	3	2	24	36	35	42	18		160
	8	1	2	1	13	40	29	29	30	145
	9	3	1	7	22	32	32	12		109
	計	1 (0.2)	8 (1.9)	4 (1.0)	44 (10.6)	98 (23.7)	96 (23.2)	103 (24.9)	60 (14.5)	414 (100.0)

資料：北海道農政部『北海道農地年報』各年次より作成

表6 支庁別離農にみる1戸当り処分面積

支庁別	単位：ha						
	平4	5	6	7	8	9	10
石狩	3.8	5.1	3.8	5.4	5.2	6.1	5.5
渡島	6.1	2.6	2.8	5.5	5.2	3.6	3.3
桧山	2.9	3.6	4.1	5.9	4.2	5.5	7.3
後志	4.4	4.6	6.3	4.8	5.6	5.2	4.3
空知	4.0	4.1	4.0	4.4	4.7	4.7	5.0
上川	4.4	4.1	4.5	5.0	5.3	4.7	6.4
留萌	16.1	12.5	11.7	11.0	7.1	8.3	7.8
胆振	14.1	8.5	5.5	4.1	4.9	5.0	4.3
日高	6.0	5.6	5.3	7.6	8.8	5.2	5.2
十勝	16.0	15.0	16.1	15.6	15.6	16.3	16.2
網走	11.2	11.0	12.9	10.1	10.5	11.4	13.4
釧路	28.2	30.2	38.4	35.0	36.3	29.1	38.1
宗谷	33.5	36.8	40.0	36.0	39.2	37.2	50.2
根室	52.1	45.1	48.5	40.9	50.1	42.0	50.9
平均	8.4	7.9	9.8	8.8	8.9	8.2	10.7

資料：北海道農政部編『北海道農地年報』より作成

化します。

それは宿命なのでしそうが、例えば農地を相当程度、すべて交換分合など所有権の交換・統合は無理にしても、団地化するような農場的な利用をどう保証していいか、どういひとが一つの大きな課題になってしまふのかと思ふます。細切れであつたら、ますます利用もしくはしなくなってしまいます。酪農経営で一飼や一飼 だしひいハシモハもなくなつてしまつておむ。どうやって経営上団地化するかどうかと云ふことが至上命題になつてしまつます。そのよつな地域の権利調整や面的な再整備ということが問題になつてしまふます。例えば、二団地くらいにまで寄せればいいと思つています。それぞれの経営で、一団地にはなり得ないわけで、どう五、六団地を二団地くらいまでに寄せて団地化するのか。売買だけでなく、賃貸借や利用権交換、交換耕作などいろいろな手法を組みながら、全部はできませんが、できるといひのかいやりつくことです。

また、受け手のこなじ農地を、どう整備して利用できる農地にしていくかと云ふことも面的整備の一つです。土作りとかいろいろなことになります。堆肥を投入して、ある程度地力があれば使っていいのだとう方もいます。でも高齢農家の方は地力など作る余裕もないし、そのまま売り逃げといふことになります。高齢農家の方は売り逃げといつケースですかい、なるべく安く、荒らし放題にして、なんべく持参金を持つて逃げたい

のです。それをもう少し地域としてどうのフローラップするかです。農地の再整備、つまり個別農家ではできなければ、財政補填とか少し公的支援するとか、緑肥休閑を奨励してもいいかもしれません。ただ、今行われているのは種子代助成ですが、それだけではどの市町村も緑肥休閑の面積は増えてしまつて、緑肥休閑などとの対応はできないのです。とにかくが土地づ先行投資に対して多少でも支援しなければできないことなので、ヨーロッパでは、低投入持続型農業として粗放利用・緑肥休閑などを抱き合わせれば、補助金や助成金がある。しかし日本ではなされていませんし、中山間地帯の直接支払いしかされませんので、低投入したままダイレクトに所得減になる。したがつて、土地を買って償還しながら緑肥休閑にはならないのです。しかしながら、一部低投入で低利用・粗放利用にしていかないと、大規模経営のなかで農地は充電できないし家族の健康ももちません。限られたいい扱い手では、北海道の農地も満足に利用できなくなつます。

地価適正化と土地利用転換

農地を適正な価格に戻していくのが問題があります。担保保全などこれまであるのをしそうが、かなり適正に向かっていかなければなりません。あくまでも、扱い手を主体に考えていくべき

しかなうだらうといふ問題です。畑なのだけれど今後は酪農で利用するとか、例えば帯広市の川西農協管内あたりの山麓部の八千代地区などもそういうです。以前、いろいろと指摘されて回答したことがあります。畑作経営のなかに酪農が点在しています。畑作地帯のなかでの酪農展開は地価障壁の問題があります。酪農家が買うには高いのです。高いのですが、土地が劣悪で酪農でしか利用できないところは、畠地価格から草地価格まで落ちなければならぬのです。地域として担保維持のために、すぐには地価は落とせないわけです。しかし扱い手とかいろいろなことを考えると、八千代地区などは徐々に酪農経営に転換するしかありません。畑作経営はかなりの数がまだ点在していますが、全体としては酪農経営に転換するしかありません。

そうすると地価もガクンと落ちます。反面、10万円の地価が10万円にまで落ちなくてはなりません。では、なぜこの地価下落リスクを誰が負うことになるかといふと誰も負えませんが、結局は実勢地価がしだいに下落し畑作経営の農地も下がっていかざるを得ないなかで、酪農経営家が買える水準まで地価が落ちることで解決するのではないかと思います。酪農経営も劣悪などころにバラバラに点在してありますが、点在する帯広の酪農も手狭で規模拡大が困難です。酪農経営が最後の受け皿といつても、飛び地で50ha程度の草地では利用しようといつても無理です。生き残るとするならば、面的に組み替えるか作

田転換を図ることも考えてよいのではないかでしょうか。何人か外へ出ないとには残る人も伸びきれませんし、畑作経営もまた八千代地区では土地が劣悪で生き残れないことになります。誰かが抜けたことによって、酪農経営が息を吹き返し、面的にも展開できるといふことも考慮なればなりません。地価が二戸か三戸か移転するようなことも考えなればなりません。地価が限りなく下落するとき、その途中で酪農家が買い取つたり、借りて利用するなどになりますが、そのときに酪農経営として利用しやすいように一区画が面的になるのかどうかであり、牧草をモアーデ刈りとれるよう面的整備をしていかなければならぬことになります。

先ほど申しましたように、北海道は個別農家に任せている限り緑肥休閑には入りません。常呂町で全戸調査したときにも粗放的な緑肥休閑になどはなりません。なるわけがなくて、緑肥休閑をしようと思つたら、少しでも何かを獲ろうとします。麦でも何でも作ります。いろいろ意味では緑肥休閑になりますが、長期的にはこのあと畑作農家は、四十鈴、五十鈴になってしまいます。戸数が減つても北海道の一九九万鈴の農地を守らうとすれば、割り算すれば一戸あたりの耕地面積が増えていかなくてはなりません。ところが、畑作五〇鈴になるのかといったら、家族経営としては厳しいことになります。法人化といふ途を選択するのか。この後、技術革新もあるでしょう

うが、一つは集約利用ひとかどりに一部粗放化ひとかどりされるを得ないのではなくかと思われます。一部、粗放利用する、例えば三年に一度、緑肥休閑とはいきません。今は種子代を助成してじゅねかどりやつてじゅねよしなもので、何もしないで人の土地を借りて小作料を払つて、または人の土地を買って償還金を払つてまで、緑肥休閑となるのかどうとなりません。償還でアップアップですかどり、なりないのをひつせぬか、あるいはなつていいくかというのが、将来のシナリオです。

四〇鈴からさらに拡大するとき、六年に一度か四年に一度、経営状況にもよるでしょうが、緑肥休閑を入れていいくような利用形態にもつていけるかどうかです。畑作八〇鈴だったら、一〇鈴ほどを八分の一ずつ、ちょっとずつ粗放利用しながら土作りをすすめる。将来の先行投資といふことになります。一部粗放的な利用か、ソバなどを植えてみたり、あるいはテントコーンを鋤き込んだり、そういう緑肥休閑的な対応もできるのかもしれません。それでもしなければ、農地もすべて維持できないし取得意欲も出できません。しかし、今のといふそつはならないしなり得ません。余裕のある農家とか、負債償還が終わつた、負債の高くなつた農家を中心に、緑肥休閑も若干考慮に入れてもらつことになります。緑肥休閑という利用方式を選択するものに対し、支援していくこともしていかなくてはなりませんのかもしません。

あるいは、土作りと同時に糞尿処理の問題もあります。酪農家などでも糞尿処理では今回の畜産排せつ物法の登場により、五年以内の対応が必要となり、この処理施設に何千万円もかかります。これを機に酪農をやめようかという農家もいるかもしれません。そういうこともあります。そういうなかで、じう地域を仕組んでいくか。もちろん地域に新しく参入させていく。あるいは法人化なども場合によつてはあります。それは全部を法人化という意味ではなくて、皆で農地の一画を保全するために、個別農家の経営はそのままにして、新しく一つ法人を町村のなかに作るというやり方もあります。それは財政負担を若干抑がなければなりません。つまり、そこまでして農地を保全するかどうか地域の「ンセンサス」をとり、そういうことができます。あるいは、地域連携型といつて、特定の地域が非常に弱つてゐるときに、地域連携型の法人のなかに、財政補填も仕組んだり、経営的な経営者支援も含んでいく。もちろん今までの道公社の合理化事業の分はそのまま利用もしていこうし、合理化事業の強化も大いに望みたいところです。

農地保全のための具体的施策としては、国は何もしてくれないのでないかと思っています。国は自給率アップとか、いろいろなことを言つてゐるのですが、それで農地を保全す

る具体的な策はあるのかと、してられるのかというと、どうもあまり期待できません、もちろんお願いしたのですが。この後政策として、政策大綱、水田利用のようなもので、具体的に助成金一〇パーセント六万円というのがあるにしても、他に具体的なものはありません。そういう意味では、市町村がもう一度、仕組み直しをする。市町村はもちろんお金はあります、むしろもう一回、今の既存ものを仕組み直して調整しなおす、農地の利用関係を点検しなおす。そういうことを、もう一度農地に関する農家、市町村・農協・農業委員会の三位一体、あるいはそれに普及センターを含めた四位一体になるかもしれません、その中でもう一度洗い直しながら条件整備をしていく。

すると市町村のノウハウの差が、逆に出でてくるのではないでしようか。やれる農家、やれない市町村、やれる市町村、いろいろ出でてくるでしょうが、むしろお金というよりも知恵なのでないかと思います。ですから市町村のなかでどこから動き出しが、それが相当深刻なところではなじてころ、余裕があるところなどといふ、つねにあるかもしれません。市町村ごとに同じメニューには必ずしもありません。管理保全なんか管理耕作なんか、受託なのか売買なのか、利用集積や交換耕作なのか、新たな法人創設なのか、いろいろなキーワードが出てきていますが、どのようにウェイトをかけるかというのはまち

まちになつてしまひます。隣の市町村と同じことをするのではなくて、それぞれの市町村がそれぞれの問題意識を持つて現状を洗いなおしながら、条件整備をもう一度していく。そういうながら、地域の財産である個別農家を一人でも失わないように大切に育てていく。もちろん想い手も作つたいくし、外からも入っていく。そういう努力の中から、新しい光明が見えてくるのではないかと思います。

とりとめのない話を少し参りました。今回『北海道の農地問題』を、地域農研から出でせましたことに心より感謝しながら、また新しい問題が出てきていますから、現状は、これだけではとてもじゃないけれどすまなじような深刻な事態になつてしまひますので、皆さんと一緒に問題解決に全力であたりたゞと考へておつまむ。いつも同じ静聴ありがとうございます。

黒沢 現状の多様な農地を巡る現象形態の紹介と、それに対応する方策の貴重な示唆を提起していただきたいと思います。会場には各市町村、あるいは農地をめぐる関係機関の方々がかなり多数で出席しておられますので、先生の貴重な提言のなかに、また現地に帰つて農地問題を検討する多くのヒントを得られたのではないかと考えております。今日はお忙しいなか、我々のためにご講演いただきありがとうございました。

有珠山噴火による農業被害と道農政部の対応

— 3月29日～6月30日まで —

北海道農政部 坂本 宣崇

一、はじめに

一〇〇〇年三月三十日午後二時に有珠山は予知連の予測どおりに爆発した。これに先立つ二日前から住民避難が始まり、勿論この中には伊達・壮瞥・虻田地区の多くの農業者も含まれていた。周辺数kmに直径数cmから数十cmの噴石が虻田町を横断する高速道・横断する国道二二三〇号線や住宅・菓子工場等を襲い、多くの建物施設被害を出した。さらに、洞爺湖北側対岸から北西部方面の伊達市有珠・滝之町・壮瞥町久保内の地区一帯に火山灰を降らせた。しかし、この三月三十日の大噴火やこの後の小噴火における農耕地における降灰量は多いところでも数mmあり、降灰による作物の直接被害は極めて軽微であった。

ところで前回の一九七七年八月七日～九日にかけての噴火被害を抄録すると、農業被害総額は一一九億円、農耕地における降灰量は有珠山火口から半径二～四kmで三〇～一〇cmで農作物はほぼ壊滅、半径四～六kmで二〇～五cmで壊滅～半減、半径六～一〇kmで五～一cmで半減～一〇%減あり、これ以遠では作物被害は小さい、と記録されている。

二、被災地域農業の概況

今回の被災地域の農業の概況は、噴火湾に面し一年を通じて温暖な地域であることを利用した特徴ある農業が営まれている。す



坂本 宣崇 (さかもと のぶみつ)さん

1967年3月 岩手大学農学部卒業
4月 道立中央農試化學部勤務
1968年4月 道立天北農試
1981年4月 道立上川農試
1984年4月 同 上 土壤肥料科長
1990年4月 道立中央農試 専門技術員
1995年4月 道立道南農試 主任研究員
1999年4月 道立中央農試 総括専門技術員
2000年4月 道農政部 首席専門技術員
農学博士 (北海道大学) : 1983年12月

農政部が噴火活動が沈静化の兆しが出てきた四月十七日現在での通常の計算方式における農作物・家畜の被害額は三千三百万円であり、當農施設被害は一千八百万円、農業用水路が一千三百万円である。しかし、この値は、春先の當農が本格化していない時期の値であり、これには収穫・出荷を控えた野菜類と育苗中の苗自体の損害、なりびに管理不十分なために死亡・廃用した家畜価格しかカウントされていない。そこで、便宜的に避難指示によつて発生した苗の枯死・徒長や播種・定植の遅れによつて発生が見込まれる収量品質の低下とともになう減収分などを見込んだ額を試算すると、三億五千四百万円に跳ね上がった。なお、この数値は、西胆振地区農業改良普及センターが主として行つた戸別農家

なわち、野菜は農業生産の過半分の五三億六千万円であり、畑作も高級菜豆や早出し馬鈴しょ、てん菜、麦類が作付けされ、これらの合計が一六億円である。また、畜産も盛んで乳用牛（一〇億四千万円）、肉用牛（三億一千万円）、豚（二億八千万円）、鶏（二六億六千万円）の合計四一億八千万円である。

三、これまでの被害額

伊達市・虻田町・壮瞥町の農業の概観 (1998年)

地 目	面積(ha)	作 目	粗生産額
田	879	米	5.2億円
普通畠	3627	野菜	53.6
樹園地	146	雑穀・豆類	5.4
牧草地	1986	畜産	42.8
面積合計	6636	粗精算額合計	127.6

の被災状況の調査を基に、有珠山噴火営農指導対策本部（地区普及センター、応援の専門技術員・農政部及び胆振支庁職員で構成）において連日の深夜に及ぶ作業による。また、この試算時点において伊達市では全地区が避難解除され、虻田町・壮瞥町では四六戸が避難を継続していた。本稿は六月下旬に書かれたが、この時における避難農家は虻田町の十数戸であり、火山活動は五月中旬以降大きな変化がなく、活動火口付近を除いて被災の可能性が低まつてきれていた。

四、被害発生の特徴

農業被害の発生の仕方は、①噴火による加害側の種類と強度要因、②農業形態に関する要因、③被災時期と期間、④避難による

人と生産現場との切り離し、などの要因が複雑に絡んで形成されている。冒頭で触れたように、農耕地への降灰量は最初の噴火の最大数mmで大部分の地域は1mm以下である。また、この時期の三月末から四月では露地では秋まき小麦および永年性の果樹・牧草があるだけである。従って、降灰の直接被害は殆ど無いに等しい。

（一）ハウスの中

しかし、西胆振地域は道内では有数の野菜地帯であり、かつ、冬春も温暖で積雪が僅かであることを利用した野菜の早出し型栽培が盛んな地帯である。この時点でも多くのビニールハウスが立ち並び、その中には、収穫・出荷途中のほづれとそれ・じみつ

な・軟白長ネギ・鉢花や育苗途中から定植直前のトマト・メロン、キヤベツ・ハクサイの苗が丁寧に育てられていた。この時期のハウス管理は夜間のボイラー暖房、朝夕のハウス開閉による温度管理、毎日の灌水が必須作業である。避難は三月二十九日より始まり、危険地域の避難は三十日中には概ね完了した。そして、噴火は三十一日の午後である。そして、四月一日から危険地域がかなり特定されたに亘り、厳重な監視下で、かつ、極めて制限された条件であつたが、住民の一時帰宅が許され、これが順次拡大されていった。しかし、この時期のハウスの中の作物は、たつた数日管理放置によつてハウスの開閉状態に関わらず壊滅的打撃を受けていた（写真1／ハウス内で枯死した苗）。

（二）作業庫・農機具庫の中

稻作は作業庫における種子の消毒・浸漬から始まる。その後りで育苗ハウスのビニール掛け、育苗箱の準備、土詰め播種作業機の点検・整備が行われる。三月末から四月上旬はこの作業で忙殺される。また、種子浸漬では、一定の温度を保ちつつ酸素を供給するために種子には常時シャワーが掛けられている。農業者が避難していったのでは勿論この作業はできない。水・電気は人間生活でのライフラインであることが南西沖・神戸震災の経験を通じて良く知られているが、今日の農業に対しても同じく作用する。停電断水は育苗作業を停滞させ、あるいは、多くの装置が地震時に電源や燃料を遮断し、この復帰には水平の回復や供給元のリセットを要した。伊達市・壮瞥町などの比較的早期に一時帰宅や避難

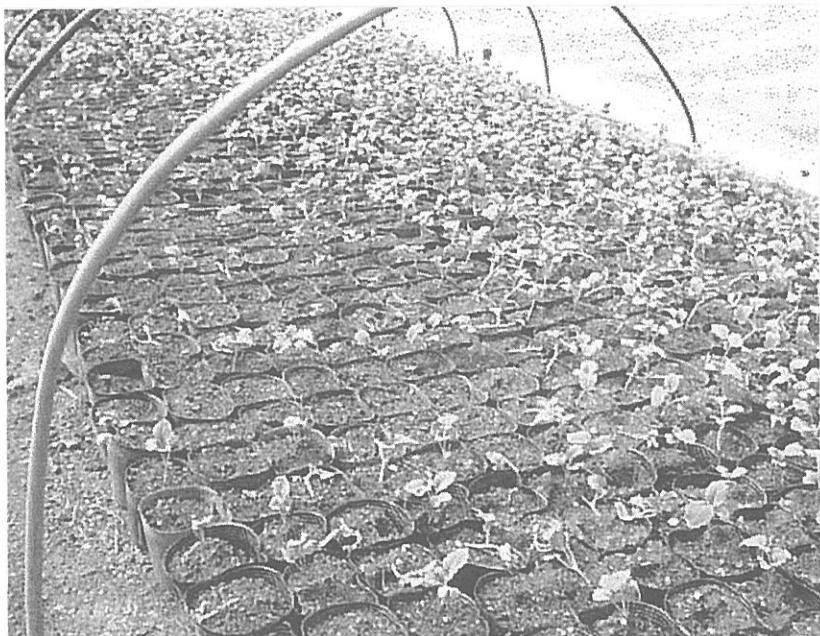


写真1 管理不能により枯死したメロン販売用の苗

解除が行われた地区において、當農の再開や正常下に手間取ったが、この理由は、今日の農業の全行程において機械化・自動化、装置化が進んでいたことによる。

同じことが、トラクタ本機や付属作業機あるいは各種移植機の整備が、一刻を争う春耕作業や施肥・播種・定植作業の円滑な進行に欠かせないが、この部分の欠落は、機械の故障による作業の遅れに伴う収量・品質の低下や、修理費の増大を必ず招く。

(三) 露地野菜畠

作業の遅れが一週間から一〇日程度であれば、野菜の収量・品質自体はそつ多くは低トしない。ところが、この地域の野菜はそれぞれの品目が全道のトップを切って出荷されることによって、高値で取引される。出荷時期の遅れは価格の数割の低下を招き、これに倍する利益の低減を意味する。また、この地区野菜畠は年に二～三作作付けされるが、この作付け回数の低下や、それぞれの生育期間の不足による収入減を招く。

(四) 普通畠

ここでは、小麦・てん菜・小豆・いんげん・馬鈴しづが栽培されているが、播種や定植時期が四月末～五月上旬であるので、避難解除が遅れた伊達市一部と虻田町のほぼ全域を除いて、大きな被害が出ない見込みである。なお、てん菜は避難時期が育苗の初期～中期に当たり苗被害が発生したが、他地域からの苗提供支援で事なきに終わった。



写真2 手前が地盤が沈下して滞水している水田

(五) 稲 作

この時期の稻作作業は、種子の予措く播種く育苗初期と本田準備・水利施設の補修の時期である。大部分の地域では苗を他地域からの供給を受けたものの、晚限の五月下旬には移植を終えることができた。しかし、虻田町入江地区では、入江川等の地盤変動の影響や取水施設の破壊で水利的に多くの問題を抱えた他に、水田自体が不陸や亀裂が発生し、稻作を断念せざるをえない事態が発生した（写真2／不等沈下した水田）。

五、農業関係機関の対応

(一) 支援機関の立ち上がり

有珠山二〇〇〇年噴火対策は、「有珠山の火山活動に関する火山噴火予知連絡会」の正鵠を射た噴火予知と、これをストレートに受けとめた地元自治体・住民の迅速な対応に特徴づけられる。そして、国を挙げた支援体制の構築や実働であるが、その全体像の動きの記述は本稿の任でない。小職が直接・間接に関わった対策を記述すると、まず、☆三月三十一日：農政部内には「有珠山火山活動特別営農指導チーム」の設置、☆同日：「有珠山噴火降灰対策チーム（道立農業試験場）」の結成、☆三月三十一日十六時三〇分に農政部総括専技三名と中央農試降灰調査研究班員一名の現地到着、☆四月一日伊達地区営農対策協議会（JA・伊達市・道等）、☆四月三〇日「有珠山火山活動現地営農指導チー

ムの設置（本所西胆振農業改良普及センター内、支所こゝとひや湖内、地区担当普及所・胆振支庁・中央農試・農政部派遣職員）、四月四日農政委員会報告、☆四月七日 有珠山噴火農業災害対策連絡協議会（道及び関連機関）、☆五月一日こゝとひや湖地区営農対策協議会（こゝとひや・虻田町・道等）、等が設置された。

（二）現地の技術対応

技術対策は、一九七七年噴火対策における経験を基礎に、農政部から三月三十日付で第一号が公表され、以後五号まで公表されている。これを受け現地対策本部から具体的技術対策を記載した技術資料「よびかけ」が作成・伝達されるとともに、現地農家に対する個別巡回指導が地区農業改良普及員・生活改良普及員並びに派遣農政部職員等によって今も続けれている。また、降灰等火山噴出物に関する分析調査が、国立・道立農試の共同で実施され、この結果が五報まで公表されている。なお、こゝに記述した殆ど全ての情報はインターネット（www.pref.hokkaido.jp）を通じて配信されている。

六、官支援とボランティア活動

有珠対策は、官民を挙げての取り組みと、多くの人的・物的ボランティア活動が縦糸と横糸で織りなし機能した。この時期は農業にとって仕込みの時期であるが、水稻・てん菜・野菜の苗は、主として農業団体が事務局を担当し、これにボランティアの労力

と苗によって整然と供給された。なお、西胆振地区的農業は、伊達市や室蘭地区からの雇用労働に多く依存しているが、この部分が農業を再開しても直ぐには充足されなかつた。これに対しては、農政部からの援農隊が駆けつけた（五回、延べ一三〇名）。

本件は実効性が危惧されたが、結果はタイムリーな農作業を進めるのに寄与し、ダメージを受けた農業者に再建への励ました様である。また、避難指示の解除が遅れ稻作が不可能となつた地区で、急遽畑作転換や他の傳ない事態が発生した。これには測量などを道農政部が担当し、圃場の排水機能を高めるため、機械工事は民間ボランティア・人力部分を援農隊が担当し無事作付けにこぎ着けた。今のところ胆振りとなつた対応もある。例えば、普及センターと農試では播種後のあるいは生育途中の降灰を想定した各種モデル実験を実施し、この結果から技術資料を作成したが幸いにも今のところ出番がない。また、虻田の立ち入り禁止地域の畠地に対して、雑草対策を兼ねて麦をメーカーのボランティア協力などを得て無人ヘリによる空中播種を実施したが、この後立ち入り禁止が解除されたにもかかわらず麦は廃耕されて、特産の大福豆が作付けされた。

なお、畜産関係は当初から素早く対応し、各地から様々な支援協力が良く機能した。この動きを伝えるには多くの紙面を要するので、敢えて割愛した。

こゝでの記述は、主として緊急的な技術対策である。火山活動が次第に沈静化に向かいつつあるが、地域の農業再建に関わる施策はこれから本格化するはずである。

「地域で暮らすという事」 その2

ゆるくない話

たすけあいワーカーズ「むく」代表
石川 絹子

四月一日に介護保険制度が施行されたが、厚生省の調べによるとわずか一週間あまりで、「三五八件の苦情が自治体に寄せられた」という。また、五月一日には新聞各社が一斉に「介護保険施行一ヶ月」という特集記事を載せていたが、まだまだ制度についての情報不足があるようだ。さらに、匿名での苦情や相談が目立つともあった。実際に在宅や施設で介護保険のサービスを利用されている方にとっては、名前を明らかにするといつゝことは「異議申し立て」にもなりかねず、引き続き利用しなければ生活ができない実情があるので我慢しているのかなと思う。これでは制度が変わつても、

弱者という立場が依然としてあるのだと思つ。

苦情や相談の内容としては、介護保険の基本的な情報のほか、要介護認定を受けたけれど居宅介護支援事業者（ケアプラン作成事業者）や介護サービス計画（ケアプラン）にもとづくサービス提供事業者をどんな基準で選んだらいいのか判らないという声が多く寄せられたようだ。

他にも、今まではサービスを受けていても行政による措置だったのに、料金を負担するというようなことがあまりなく、一割自己負担といふのは経済的な負担が大きいやうで、そのため介護給付内であつてもサービスをひ

石川 絹子（いしかわ きぬこ）さん



南富良野町生まれ。

釧路赤十字看護専門学校卒業後、臨床・診療看護婦となる。

1994年たすけあいワーカーズ「むく」を設立し代表となる。

1999年10月たすけあいワーカーズ9団体による「NPO法人北海道たすけあいワーカーズ」の代表理事に就任、現在に至る。

介護保険制度における「指定居宅サービス事業者」の指定を受ける。4月より施行される介護保険制度に向けて、利用者・家族等のニーズに即応した、よりよいサービスの提供体制整備の確立に邁進中。

かえなければならぬといつたこともあるようだ。

七月に入つて、介護サービス計画の見直しがはじまり、計画の中に利用する方の願いや意思が反映され「これでひと安心」と思えるようになつていつてほしいが、いかんせんまだまだ生まれたばかりの「介護保険」、ゆるくないと思われる。

ところで、わたしは移動のためにはなるべく公共交通機関を利用するようにしているので、何気なく廻りの人を観察するのが好きだ。高齢の方々の様子に関心があるので、気をつけて見ていくと色々なことが見えてくる。バスの中とか、病院の待合室とか、様々な所でハッとさせ

られたり、面白かつたり、感心したり…。

中でも病気や体調に関することはなかなかで、「久しぶりだね。きょうは病院かい？」というバスの中での会話。ふたりは目的地に着くまでずつと病気の話をしていた。病氣で辛いのは自分だけじゃないという安心（？）が

案外病院の薬より有効かもと思つたりした。病氣自慢や不幸自慢はマイナスに思われがちだが、長い人生を生きてこられたのだから、辛いことを苦しいことは沢山あったんだろうし、体だつて酷使してきたのだから、あつちこつち悪くなつてあたりまえ、金属でできている機械だつて何十年もは使えないのだから。

病院で小耳にはさんだ話

は小咄のようだ。「久しぶりだね。今日は血圧かい?」「へん。そろそろ検査してもいいわないと薬がもらえなくなるしね」「とううでさ、最近〇〇さんみかけないけど元気にしてるかい?」「それがさ、風邪ひいてさ、インフルエンザだと。それで家で寝ているみたいだよ」「そうかい。そりや大分悪いんだね」。病院に通つて来れるのはまだ元気なしるしかもしれない。近所のこと、病気や病院に関すること、わざわざまな情報交換をしてじる。

目的地までせかせかと急いで歩いていては見つけられない物や出来事がある。中には時々勇気を出して注意

をしたい事に遭遇する。

先だって、所用のため千歳空港まで列車を利用した時のこじ、平日の早い時間帯で、出張と思える男性も多く、混んでいた。運良く座る事ができたわたしは、早速人物ウオッチャングを始めた。すると、わたしの前の席が空いていた。わたしも開いた口が閉まらず、心中では「じゃ、あんたは一人分の乗車券を払うのか」と思いつつ何も返せなかつた。勇気を出したおせつかいも、なかなかゆるくないと痛感した。

わたしのまわりに、時々利用を続けたりしている方がいるんですね」「と後ろから声をかけてみた。一人分の席を独占してみた海外旅行にいくと思われるその女性は「鞄を置いているから控つてしまふ。床に置いて、列車がゆれてドアや窓にぶつかつたら危ないでしょ。そうなつたら責任とつてくれるの」といわゆる逆ギレでさられてしまつた。近くにいた方たちは皆、目を丸くしていたが、もちろんわたしも開いた口が閉まらず、心の中では「じゃ、あんたは一人分の乗車券を払うのか」と思いつつ何も返せなかつた。勇気を出したおせつかいも、なかなかゆるくないと痛感した。

わたしのまわりに、時々利用させてもらつてゐるお店がある。じ年配の女性客が多く訪れるので、いろんなお話を伺う事がある。「夫が入院してて、もうじき退院するんだけど、これから一四時間に置いて、列車がゆれてドアや窓にぶつかつたら危ないでしょ。そうなつたら責任とつてくれるの」といわゆる逆ギレでさられてしまつた。近くにいた方たちは皆、目を丸くしていたが、もちろんわたしも開いた口が閉まらず、心の中では「じゃ、あんたは一人分の乗車券を払うのか」と思いつつ何も返せなかつた。勇気を出したおせつかいも、なかなかゆるくないと痛感した。

わたしのまわりに、時々利用を続けたりしている方がいるんですね」と後ろから声をかけてみた。一人分の席を独占してみた海外旅行にいくと思われるその女性は「鞄を置いているから控つてしまふ。床に

友人が古い空き家を改造して喫茶店を始めたので訊ねてみた。手作りのケーキと軽食のお店だが、多くの女性客が訪れているようだ。彼女は「女人人が気楽に入れるよ



公演でパークゴルフを楽しむ人たち

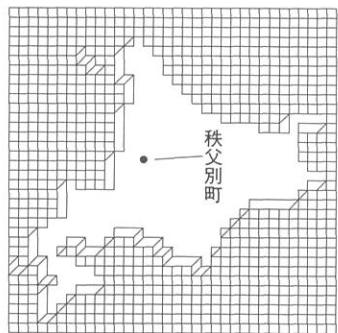
うな喫茶店つてなかつたのよね。それも、おばさんといわれる年代の女性がちよつと寄つてみようかつて思うような店にしたかったの」と話してくれた。住宅街の中にあつて目立たないが、ほつとする空間が確かに存在している。

利潤や経済性を追求しない、こんなのが自分のまことにあつたらいいなを仕事にする。そんな女性たちが創りだす仕事は時間や空間を創りだす仕事かもしれない。「どうせ、儲かってゐる」と聞かれても「ぼちぼちかな。なかなかゆるくないつしょ」と答えるしかないけれど、そんな働き方（仕事）が、わたしが二十一世紀に持つてゆきたいモノのリストの一一番目に

ある。

長引く不況、終身雇用の崩壊、停年後の再就職もままにならない近頃。出かけてみた公園ではじ隱居さんと呼ぶにはまだ若い男性たちが、平日にもかかわらずパークゴルフをしていた。その背中に向かって、「あなたが必要としている仕事があるんですね」と声を掛けたかったが、新手の宗教勧説と思われても困るので止めておいた。自分が住むまちにあればもうと暮らしやすくなる仕組みを「利潤をあげることのみを目的とせず、地域住民の利益を優先する事業」として起こしてみませんか、仲間になりませんか、と言いたかつただが…。

連載



あのマチ・地域おこし活躍中 このムラ

No.23

秩父別町の事例

北空知を代表する稲作専業地帯の課題と取り組み

◇秩父別町の

沿革と概要

秩父別開拓の歴史は明治二十八年、屯田兵四〇〇名の入植に端を発する。直径五〇cmから一m近い「しゃハンノキ」の鬱蒼とした原野を、それこそ馬と人力で開墾していった先人の苦労は察してあまりある。

秩父別は石狩平野の北部に位置して、神居古潭の渓谷を抜けた石狩川と雨竜川とが合流して作った平坦地で東西九・三キロ南北七・九キロの扇状形をなし、総面積四七、一七〇haのおよそ七〇%が水田である。町の名前もアイヌ語のチクシユペツ（通路のある川の意味）から来ているが、北海道を代表する

する二つの川に挟まれた地帯を良く言い表している。

気候的には典型的な内陸性気候で冬期間は寒冷で積雪も多いが、夏期間は気温も上がり北海道としてはもつとも稻作に適する地帯の一

つといえる。

地質的には雨竜川に沿って沖積の比較的肥沃な地帯があるが、南部は泥炭地帯が占めている。この泥炭地は放牧した牛が、はまつて見えなくなるほどひどい泥炭地帯もあつた。また周辺部及び丘陵台地に連なる低地は粘土質で排水不良地帯である。この土壤改良のために古くから客土を行ってきたが、構造改善事業に並行して昭和五十八年には土壤条件の改善と地力保全対策立案のために大規模な土



秩父別のシンボルアーケード

壤調査を行つてゐる。これに伴う耕土改良が秩父別農業の土台を築いたといえる。

終戦後、引き揚げ者の受け入れを目的に緊急開拓事業として入植が実施されたが、開拓地の条件が劣悪だったこと、また農業未経験者も多かつたことから離農率は高かつた。

また、稻作の進展に伴い、農業条件が良いが故に近隣他地域よりも農地の偏在、すなわち農地の大規模所有と小作化が進展したが、昭和二十一年には「自作農創設特別措置法」及び「農地調整法」の改正法が公布され、秩父別においても昭和二十一年から二十三年にかけて小作地の開放と不在地主の解消が図られた。当時、農地の三六%、戸数で

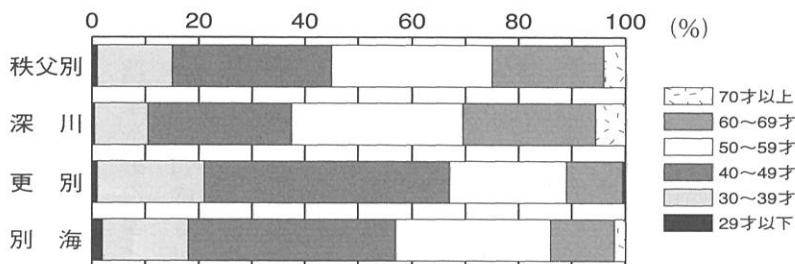
四一%を占めていた小作がほとんど自作農に変わり、意欲を持って営農に取り組む動機付けになつただけでなく、設立間もない農協運動にも弾みがついた。

◇稻作の進展

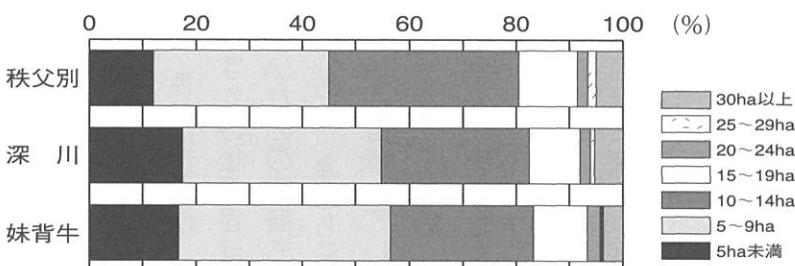
開墾は、根曲がり竹の伐採と一レ、ナラの伐木から始まり、まずソバ、ヒエ、アワを植えて当面の食料を確保した。その後、馬鈴薯、瓜、麦類、豆類を作付けし、一部を換金できるようになつた。

水稻は屯田初期は大隊本部によつて固く禁止されていたが、明治二十六年に上川の屯田が試験栽培に成功し、徐々に広がつた。秩父別においては特に東北部が強酸性の湿性

地域別経営者の年齢構成面積



地域別経営面積



土壤のため畑作物では生計の見通しが立たず、明治二十九年には早くも内密に水稻栽培試作が行われている。三十年以降消極的ではあるが稻作が許可された。栽培成績が予想以上に良かつたことと兵村耕作地には灌漑溝が設けられていたため、水田を造成して稻作に従事する者が続出した。こうして米作秩父別の基盤が形成されることとなつた。

◇秩父別農業の現状と課題

秩父別は水利条件も良く平坦なために、規模の拡大が近隣他町村よりも有利であった。そのためにどこの農家も春の耕耘作業を行うために競つて力のある重種の馬を繫養した。

夏祭りにはこれらの馬でばんばレースを楽しんだものである。また何度かの大冷害の教訓から堆肥の必要性が叫ばれ、酪農奨励に多額の補助金が出ることもあって、数頭の乳牛を飼養して複合経営をする農家が多くなつた。この状況はトラクターが普及する昭和四十年代半ばまで続いた。

秩父別が全道的な米所として認知される基盤となつたのは、一つは気候、土壤といった自然条件に恵まれていることもあるが、戦後一貫して行ってきた基盤整備と密土等による土づくりを見逃すわけにはゆかない。これらの成果の集積として平成四年には二年連続全量一等米出荷を成し遂げ、全国中央会と全国新聞

情報連が主催する「日本の米作り百選」にも選定された。このことは本道稻作の代表地帯として全国的に認知されたことになる。

一方で、農業を取り巻く様々な情勢変化に対応すべく、高収益作物との複合経営も試行されている。高級果菜としてメロン、ブロッコリーそして花卉の生産に取り組んでいる。平成元年にはメロンが、二年にはブロッコリーの販売が一億円を超える。トマトジュースも「赤ずきんちゃん」のブランドで道内市場に浸透しつつある。しかし平成十一年の異常気象によるダメージは大きく、量的にも市場の要求に応えられない等の問題が発生した。この経験

を踏まえ、今後は地域共同選果を進めて、必要な量の確保と特色を打ち出したブランド展開の必要性が改めて認識された。

また、全道、全国的な傾向であるが、秩父別においても高齢化がすすみ後継者確保ができないための離農も深刻な問題である。最近も毎年十二～三戸が離農しているが、この傾向は今後も続くと予測される。このことは単純に考えると五年後100戸、十年後150戸の農家で現在の農地面積を維持しなくてはならない事になり、このことは平均10haの農地を経営しなくてはならないことになる。

一方で、後継者を取つている現れ対策に後手を取つていてもともみられる。このことは秩父別町内にもいえど、中心部の比較的農業条件の良いところが経営規模拡大に遅れて後継者問題も抱えると言つた現象が現れている。

しかし、家族経営で今の機械化作業体系の中では一五haが限界という意見が多い。そして中央部、東、南地区はすでにその規模に到達しつつある。また、経営規模拡大に当たつて従来は大半が購入で測される。

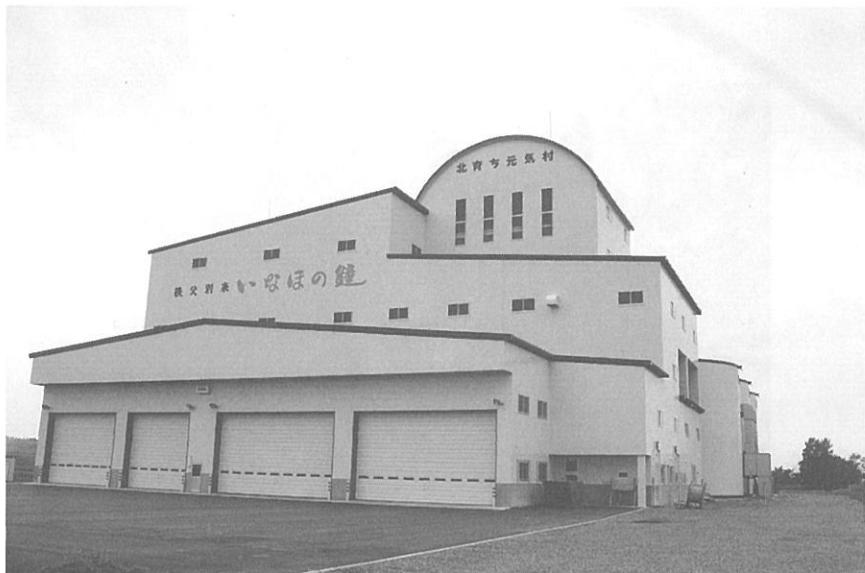
あつたが、近年、賃貸が多くなつてきている。金利の安い条件下においてもこのような傾向が見られることには、米作経営の先行きに対する不安の現れの一現象と捉えることもできる。

また後継者を見てみると、現在二六五戸の農家であるから毎年六～七戸の新規就農が欲しいといふのであるが、実体としては一～三戸である。町外からの新規参入も数えるほどである。いずれにせよ、理論的にはじき出されるとすると、近隣町村よりも比較的恵まれた条件で、今どきの見られないが、秩父別も耕作放棄地の出現が予測される。

◇将来に向けて

これを打破するためには、直報等の導入による省力的作業体系への改革、またはコン

トラクターによる労働ピークの対応等の対応策を早急に検討する必要があるだろう。それについても、個人で秩父別の耕地全体を今後も維持管理していくことは事実上不可能と考えられる。町、農協が中心となつて基幹農地として今後とも守つていく地域を明確化し、そこは農業委員会が中心となつて交換分合を含めて保全する。また条件不利な地域を補完するための地域連携型法人やサポートセンター、またコントラクター等を検討する必要もある。明確な理念を



秩父別町米穀乾燥調整貯蔵施設

持つて、地域の住民に説明するなりの働きに対する意が得られるのではないか。

このように稻作地帯の抱える共通の課題に直面している

秩父別の農業の将来のあるべき姿を模索する場として、「二十一世紀農村ビジョン策定会議」が各生産組合単位に選出された後継者、担い手によって立ち上げられている。この

中で農協の広域合併をふまえた基幹作物としての米のブランド展開や、その他作物の共同選果による販売戦略の構築が具体化されるであろう。

最後に一つの提案であるが、開村以来今までのどれだけの秩父別出身者が全国で活躍しているのであろうか。それに田

を付けない手は無い。全道、全国に広がる秩父別出身者のネットワークを利用できないものだらうか。

メでも焼いた、ふぬひと祭りでも企画してはどういか。

平成九年十一月に行われた農協設立五十周年記念式典の

「懐かしいチップの味」これだけで米を注文する人が必ずいると思う。この点でインターネットのホームページの活用が考えられる。祭事や特

挨拶の最後で、斎藤組合長は「先人が今日の財産を残してくれたように、私たちはこの難局を乗り越えて子々孫々にユートピアを残す責務がある」と結んでいる。これまで

農募集といつたことも意義があるが、秩父別の歴史や祭事の由来、今秩父別ではこんな

事に取り組んでいる、「このうちで赤ちゃんが産まれた、誰が亡くなつたでも、関心のある人は定期的に見る。これ

を持つて克服してゆくならば、故知新」、明治二十八年に初めて鍼を入れた先人の思いを

として発展してゆくことと確信する。



くじい、雨竜川で捕れるヤツクではないけれど四年に一度

(レポーター

専任研究員

斎藤勝雄)

十周年記念行事を実施

(社) 北海道地域農業研究所

当研究所が地域農業の振興を視点に産・学・官の連携によるシンクタンクとして、農業関係者の期待を担つて平成二年十一月に設立されてから、平成十一年度で十周年にあたるため記念事業を実施した。この十年で当研究所の組織基盤、研究体制は充実が図られる一方、研究調査事業は高い評価のもと拡大を続けている。

そのため、その足跡の記録と研究事業の集大成をあわせて、「十年の歩み」「北海道の農地問題」「地域農業振興計画の実践と課題」を三部作として刊行し会員ならび関係者に贈呈した。課題の多い地域農業の振興に役立てて頂くよう願つてゐる。

また十周年を期し、本年の総会の席上当研究所への永年の功績にたいして、富田義昭前常務と幸健一郎前研究参与へ感謝状が贈呈された。

そして、当研究所の研究事業の「自主研究」「共同研究」「受託研究」「提案企画研究」それぞれの研究成果の高い評価は大学、試験研究機関の諸先生と有識者からなる協力研究員の皆さんによる的確な指導や、熱意溢れる協力によるものである」とから、そのことへの感謝を込めて、六月十六日フジヤサンタスホテルで「協力研究員の皆さんとの十年を語り感謝する集い」を開催した。

当日は協力研究員の皆さんや関係者をあわせて七十名が出席。東京から駆け付けて頂いた千葉燎郎前所長や牛山敬一先生をはじめ、ゆかりの協力研究員の方々からコモアを交えた有意義なスピーチが披露されるなど、大変盛会裏のうちに終了した。



新しい役員体制が発足

本年五月の第十二回通常総会と理事会で任期満了にともなう役員改選と役職の互選が行なわれ、上田恒夫理事長が退任されて新しい理事長に（前）道副知事の西村博司氏が就任。副理事長に山口義弘氏、研究所長に七戸長生氏、常務に佐伯憲司氏、代表監事に平林利夫氏がそれぞれ再任されました。新しい役員体制は表の通り。

【 役 員 名 簿 】

氏名	理事・監事	所屬
西村 博司	理事長	社団法人北海道地域農業研究所 理事長
山口 義弘	副理事長	北海道農業協同組合中央会 副会長
七戸 長生	研究所長	市立名寄短期大学 学長 (北大名誉教授)
佐伯 憲司	常務理事	社団法人北海道地域農業研究所 常務理事
太田原 高昭	理事	北海道大学大学院農学研究科 科長
岩崎 徹	理事	札幌大学経済学部 教授
花卉 忠昭	理事	北海道信用農業協同組合連合会 代表理事副会長
板垣 淳一	理事	ホクレン農業協同組合連合会 代表理事副会長
坂本 和夫	理事	北海道厚生農業協同組合連合会 代表理事副会長
長尾 保秀	理事	全国共済農業協同組合連合会北海道本部 本部長
加賀谷 強	理事	北海道町村会 副会長
向田 孝志	理事	財団法人北海道農業開発公社 理事長
安井 勉	理事	生活協同組合コープさっぽろ顧問
片山 源	理事	農林漁業金融公庫 北海道支店長
堀内 真苗	理事	農林中央金庫 札幌支店長
河合 利光	理事	全国農業協同組合連合会 札幌支所長
平林 利夫	代表監事	北海道農業共済組合連合会 会長理事
有塙 利宣	監事	帯広川西農業協同組合 代表理事 組合長

掲示板

況について

「ニコーカントリー」
2000年夏季増刊号

北海道協同組合通信社

582番地1
酪農学園大学
家畜管理学研究室
千場真司
電話 011(386)1111

○社内研修会
主催 (株)環境保全サイエンス
とき 平成12年6月23日
テーマ 「北海道における野菜
生産・流通の現状と課題について」
講演者 富田義昭 (当研究所・
研究顧問)

研究会・研修会等への 報告者・講師の派遣

(平成十二年一月～六月)

○平成12年度ニユーリーダー^{養成研修}
主催 北海道立農業大学校
とき 平成12年6月6日
テーマ 「地域づくりと若手
リーダーの役割」
講演者 黒沢不二男 (当研究所・
研究部長)

雑誌への投稿の実績

○富田義昭へ特集▽「直売所」発
一農村の魅力を売り込もう!
「これから農産物直売所はどうあるべきか」
【ニューカントリー】
第47巻第556号
北海道協同組合通信社

「北方農業」第50巻第6号
北海道農業会議
2000年6月

お知らせ

○黒沢不二男「法人化」成功へ
の道
一法人組織設立の進め方と
法人組織事例集一
①「監修のことば」
②「農業法人と外部資本
導入」

○フランスの農業政策と品質表
示に関するセミナー
主催 フランス大使館経済商務部・北海道共催
とき 平成12年6月7日
テーマ フランスの農産物の品質表示制度とEUの状

○エントロピー学会北海道シンポジウム
「農と食における循環と共生
一生命の基盤としてのー」
日程 平成12年9月1～3日
会場 酪農学園大学

◆新農業基本法に食料自給率の目標値がからうじて織り込まれた。五〇%が高いか低いかは別として自給率を上げると言うことは並大抵のことではない。世界中の最安値に对抗して、国内生産物を消費者に選択してもらうことは果たした可能なのだろうか。しかし考えてみると、なぜこんなに自給率は落ちたのだろうか。日本も五〇年前は食糧自給率一〇〇%だった訳だし、一九六〇年でもハ二%（穀物換算）を維持していたのが、わずか四年で三〇%を割るまで落ち込んだ原因は何だろうか。

戦後のパンやインスタント食品に代表される食生活の変化、魚から肉食への変化いろいろあるだろうが、果たして私たち一消費者として、十分な理解の元

DATA FILE

関連事項/ DATA

(財) 北海道農業開発公社

060-0005

札幌市中央区北 5 条西 6 丁目

☎ 011(271)2231

ホクレン農業協同組合連合会

〒 060-8651

札幌市中央区北 4 条西 1 丁目 3 番地

☎ 011(232)6108 広報宣伝課

北海道大学 農学部

〒 060-8589

札幌市北区北 9 条西 9 丁目

☎ 011(716)2111

秩父別町

〒 078-2192

雨竜郡秩父別町 4101 番地

☎ 0164(33)2111

伊達市

〒 052-0024

伊達市鹿島町 20 番地 1

☎ 0142(23)3331

豊浦町

〒 049-5492

虻田郡豊浦町字舟見町 10 番地

☎ 0142(83)2121

壮瞥町

〒 052-0101

有珠郡壮瞥町字滝之町 245 番地

☎ 0142(66)2121

JA ちっぷべつ

〒 078-2102

雨竜郡秩父別町 1298-8

☎ 0164(33)2011

たすけあいワーカーズ むく

〒 003-0838

札幌市白石区北郷 8 条 8 丁目 7-4

☎ 011(875)6914

に食品を選択しているかと自問する必要がある。食料は確かに無くてはならぬものではあるが、安いからと言つて倍食べれるわけではない。だつたら少し高くても安心おいしいものを選択する。そういう消費者が必ずいるはずではないか。理解して買つてもらう努力を継続することが大切この記事を書いているうちに

雪印が大阪工場で事故を犯した。日本の農畜産物は安全安心という消費者イメージを大きく傷つけなければと心配する。

◆自給率のことを考へたついでに、肉の需要についても考へてみたい。ご存じの通り肉は各部位ごとに名前が付いて、消費動向も違う。日本人はロースやヒレなどに需要が集中し、もつとそれが証拠に、世界の食料品が押し寄せる香港において、力が不足する。問題はこの不需要部位の消化である。これができないければ、例えロースが不足しても、豚や肉牛の生産をあげるわけにはゆかない。卸段階では全部位をセットにして

価格を下げるが、ロースやヒレで価格を取つて不需要部位をたき売る事になる。アメリカやオーストラリアの輸出業者は、「パート」と称して各部位ごとにいくらでも対応してくれる。勢い不足分は輸入に頼らざるを得ない。彼らは世界を市場にしていて、バラやモモはハムやソーセージといつた需要の多いヨーロッパに輸出できる。

沖縄のように、内臓を含めた全部を食べる食文化を作ることで、食料自給と安定生産に寄与できるし、このことは例えば選別して捨てられている野菜の商品化や、細かくは大根の葉っぱ

の商品化などといったアイデアの発掘につながるのではない。自給率の向上は案外農地保全、耕地面積の確保といつた正攻法より、消費サイドの小さなアイデアの積み重ねと商品化があるような気がする。

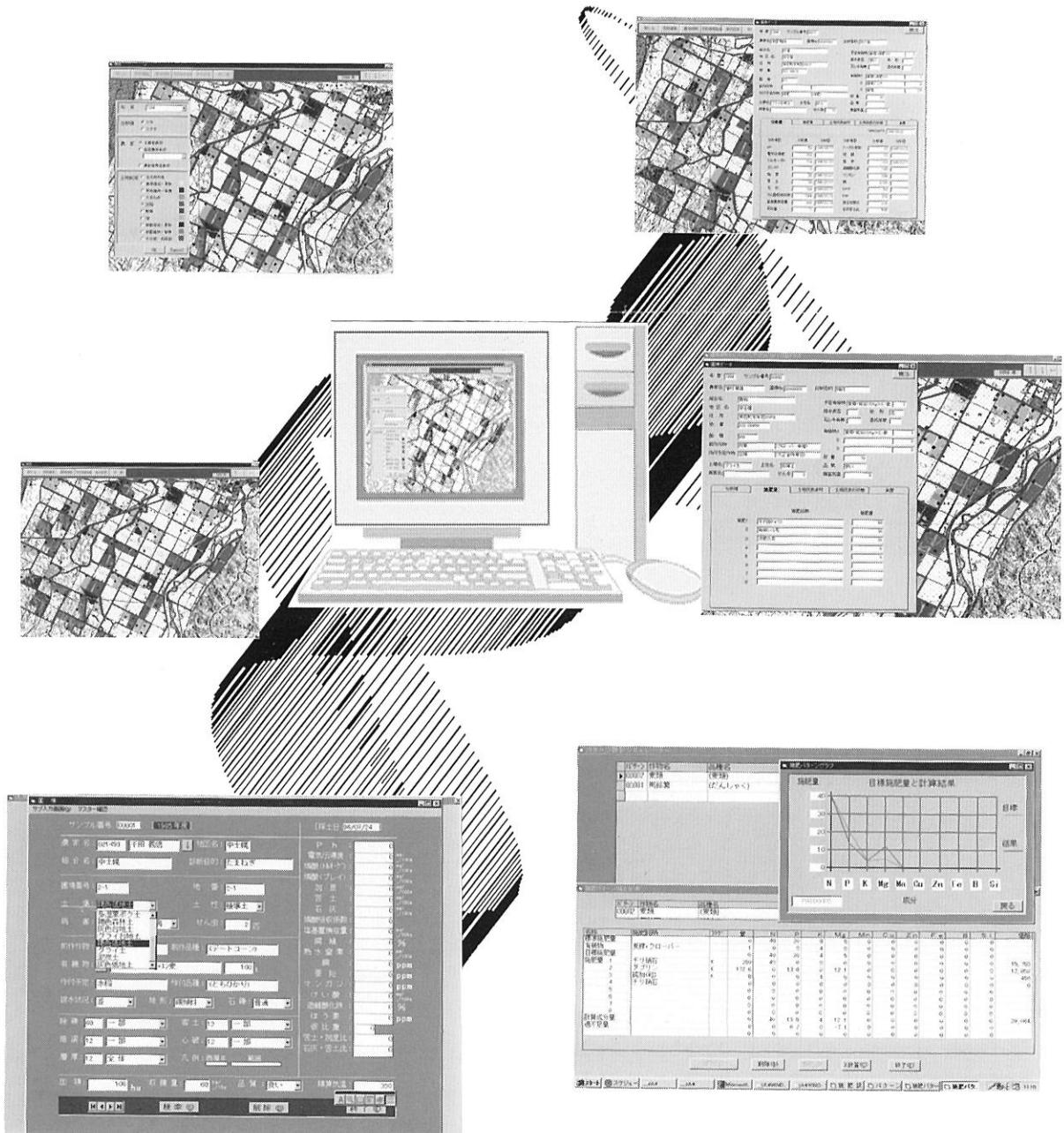
お詫びと訂正

「地域と農業」第37号（春号）の目次及び本文で、解説の執筆者である、JA中央会農政企画課長入江千晴氏の名前に誤りがありました。お詫び申し上げ、訂正します。

地図とデータベースカドックイング

圃場情報管理システム

圃場のデータ管理はこれで完璧!!



株情報システムコンサルタント

札幌市白石区南郷通19丁目北1-31 豊川ビル3F

☎(011)865-8272 FAX(011)865-6596

POWER UP HOKKAIDO



夢を大地の息吹が大きく育てます

まだまだ夢の途中…
そんなあなたの情熱と熱意が
明日の北海道農業を支える力です。
私たちは応援し続けます。



「農地保有合理化事業」が、 明日の北海道農業を支えます。

「農地保有合理化事業」とは、農用地などの買入れ、売渡し、借入れ、貸付けを行うことです。

*農用地の売渡し者が、買入れ協議によって公社へ農地を譲渡した場合、譲渡所得について1,500万円の特別控除が受けられます。

詳しい資料・ご相談は



財団 法人 北海道農業開発公社

〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目1番23 農地開発センター内

TEL 011(241)5601 FAX 011(271)3776